

『地方消滅からの脱却 —持続可能な地域をめざして』

矢野 修一
天羽 正継
宮崎 義久
西野 寿章
永田 瞬
八木橋 慶一
佐藤 英人
小林 啓祐
黒崎 龍悟

目 次

● 矢野 修一	序 章	地域社会の持続に向けた課題と論点	1
● 矢野 修一	第 1 章	地域社会の持続に向けた方法序説 ショック・ドクトリンを超えて	6
● 天羽 正継	第 2 章	分権改革下で地方財政はどのように変容したのか	13
● 宮崎 義久	第 3 章	地域内経済循環の促進とその課題 デジタル・コミュニティ通貨の可能性	18
● 西野 寿章	第 4 章	温室効果ガス吸収源対策と山村の 持続可能性をめぐる一考察	22
● 永田 瞬	第 5 章	農業における季節労働力と外国人労働者 群馬県嬬恋村を事例として	26
● 八木橋慶一	第 6 章	持続可能な地域社会と孤独・孤立問題 高齢者支援の事例から	30
● 佐藤 英人	第 7 章	持続可能な社会に向けた柔軟な働き方 女性の在宅就業を中心に	35
● 小林 啓祐	第 8 章	前橋市震災復興における住宅建設と市民	39
● 黒崎 龍悟	第 9 章	タンザニアの自律的なエネルギー生産と消費 農村部の自家水力発電	44

序章 地域社会の持続に向けた課題と論点

矢 野 修 一

はじめに

本冊子は、高崎経済大学地域科学研究所の共同研究プロジェクト「日本における「持続可能な地域」実現の展望と課題—ガバナンスと域内経済循環の観点を中心に」（2021年度～2023年度）の成果をダイジェスト的にまとめたものである。

本研究は、「地方消滅」とまで騒がれるなか、日本において「持続可能な地域」を実現するための経済的・制度的・思想的基盤を探ることをテーマとして始まった。この間、新型コロナにたたられながらも、次頁の〈表〉にあるとおり、学内外から多くの講師を招き、計14回の研究会・講演会・シンポジウムを開催した。

昨今の世界情勢に鑑みれば、30年にわたり続いた「ポスト冷戦」は終焉を迎えたと言ってよい。これに伴い新自由主義的グローバル化の土台が大きく揺らぐなか、日本における地域の持続は、今まで以上に喫緊の課題となっている。「持続可能な開発目標（SDGs）」の17ゴールは、すべて地域の持続可能性に関係する（南・稲場2020）。

食料やエネルギーの自給率を高め、水資源を確保する。森林など国土を保全し、自然災害に備えるとともに、脱炭素化を進める。各地の多様な暮らしと文化を保持し、インバウンド観光需要にも応える。これらは、地域が持続してこそ実現できる。そして地域の生業が維持されてこそ、日本国憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」を全国各地で営む条件が整う。

「地方創生」を掲げ、日本政府は様々な取り組みを行ってきたが、必ずしも適宜適切なものではなかった。危機を煽り、政府が上から競争を仕切ったところで、地域の持続に向けたダイナミズムなど生まれない。流行りの「ふるさと納税」など、自治体間の財源共喰い、官製通販競争にすぎず、ふるさと納税ビジネスにまつわる既得権益を肥大化・構造化し、持続可能な地域の実現を妨げかねない制度である（土山2024）。

序章では、プロジェクトの意図や問題意識を概観する。研究プロジェクトの全体像、レファレンスの詳細については、高崎経済大学地域科学研究所編・矢野修一編著『地方消滅からの脱却—持続可能な地域をめざして』（日本経済評論社、2025年刊）を参照願いたい。

研究会・講演会・シンポジウム

【2021 年度】

- 11 月 20 日 大島堅一氏（龍谷大学政策学部教授）*
「炭素排出ゼロ時代の地域分散型エネルギーシステム」

【2022 年度】

- 7 月 2 日 本山美彦氏（京都大学名誉教授／国際経済労働研究所所長）*
「ロシアによるウクライナ侵攻から学ぶべき課題—農業自給率を高める—」
- 7 月 30 日 杉山睦郎氏（元・FS グリーンネット社長）*
「障害者雇用の現状と課題」
- 11 月 22 日 加藤勝一氏（元気アップつちゆ顧問）
「東日本大震災と原発事故からの復興再生まちづくり—土湯温泉の元気アップ—」
- 12 月 6 日 石田正昭氏（三重大学名誉教授／京都大学学術情報メディアセンター研究員）
「協同組合の現状と展望—持続可能な地域の実現に向けて」
- 2 月 10 日 宇都宮浄人氏（関西大学教授）**
「鉄道開業 150 年・日本の課題—新時代のモビリティ政策とは—」
- 3 月 9 日 戸所隆氏（高崎経済大学名誉教授）
「持続的発展をめざして 50 年間取り組んだアーバンデザイン—滋賀県草津市を中心に—」
- 3 月 18 日 西野寿章氏（高崎経済大学教授）
「地域をみつめて 35 年—語り継ぐべき人々の生業と歴史—」

【2023 年度】

- 6 月 30 日 大久保勉氏（CUBICSTARS 取締役会長／元・財務副大臣／前・久留米市長）
「福岡久留米でのバイオ・エコシステム形成への取組み」
- 7 月 19 日 石川弘道氏（高崎経済大学名誉教授／元・学長）
「地方公立大学の持続的発展に向けて」
- 7 月 22 日 竹内美奈子氏（TMFuture 代表取締役／日本バスケットボール協会理事／車いすバスケットボール連盟副会長）
阿久澤毅氏（群馬プロバスケットボールコミッション代表取締役社長）
「プロバスケットボールチームとホームタウンの互恵的発展に向けて—群馬クレインサンダーズの挑戦—」
- 11 月 21 日 守友裕一氏（宇都宮大学名誉教授／福島大学客員教授／中山間地域フォーラム理事）
「災間の時代の地域とこれからの課題—原子力災害被災地と内発的発展論と関わらせて—」
- 1 月 26 日 西部忠氏（北海道大学名誉教授／専修大学教授）**
「地域通貨と域内循環」
- 3 月 16 日 高橋伸次氏（高崎経済大学教授）
「スポーツで高崎を変える—ソフトボールシティへの挑戦—」

（注）講師の肩書きは講演当時のもの。「*」はオンライン研究会、「**」は高崎経済大学経済学会学術講演会。

1. 人口減少と「地方消滅」

少子化・高齢化を伴う地方衰退・東京一極集中は、今に始まったことではない。日本の総人口は2008年にピークを打ったが、生産年齢人口は1990年代半ばに減少に転じ、2007年には超高齢社会に突入している。2023年、合計特殊出生率は「1.20」にまで低下した。総務省「住民基本台帳」によれば、2024年1月1日時点において、日本人の人口は1億2156万1801人で前年比86万人以上の減少、前年より人口が増加したのは、東京都のみである。

冷戦終結後、モノ・カネ・サービスの自由化・グローバル化が進むなか、日本は「失われた30年」に喘いだ。GDPは中国・ドイツに抜かれて世界第4位に転落し、インドにも凌駕されつつある。

厚生労働省の調査によれば、1人あたり実質賃金は2年連続で低下し、2023年度は前年比2.5%減となった。2022年の1世帯あたり平均所得金額は524.2万円で2年連続の下落、中央値は405万円、平均所得以下の世帯数が62.2%、300万円未満が36%である。59.6%の世帯が「生活は苦しい」と答えている。

要するに、低成長が続く2020年代の今、日本は紛れもなく「少子・高齢・格差国家」となっているのである。

自治体財政も苦境にある。総務省によれば、全国1741市町村の2022年度「財政力指数」は平均0.49であり、指数が1を超えるのは71自治体にすぎない。政府は地域振興策を矢継ぎ早に発したが、人口や経済成長率に関する現実離れた予測に基づくものが多く、地方は翻弄され続けた。それでも、人員・財源が窮迫する地方は、上からの御触書に従わざるを得なかった。

2014年、「日本創成会議」は、若年女性の人口に注目した将来予測に基づき、896の自治体に対して「消滅の可能性あり」とする診断を下し、日本全国にショックを与えた（増田編著2014）。これには数多くの反論が提起されたが、「消滅可能性都市」は新語・流行語大賞にノミネートされるほどのブームとなり、増田レポートは、政府による地方創生戦略の露払い役を演じた。

2024年4月、「人口戦略会議」は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づき、2050年までに744の自治体が消滅する可能性があると発表した（人口戦略会議2024）。再びの消滅可能性診断だが、増田レポートから10年を経て明らかになったのは、政府による地方創生と人口減少対策の同時展開が「失敗」したということである。政府自身が「人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にある」と認めざるを得なくなっている（内閣官房ほか『地方創生10年の取組と今後の推進方向』2024年6月10日）。

今や自治体は「ふるさと納税仲介ビジネス」と「消滅可能性自治体向けコンサルティング・ビジネス」の喰いものになりかねない状況にある（『週刊東洋経済』2024年5月11日号）。

2. 合理性と可能性の判断基準—新自由主義の黄昏

世界の政治経済状況が大きく変化するなか、アベノミクスがもたらした「異次元の重荷」を背負いつつ、事に対処するのは容易ではない。人口減少など、地域

の工夫でどうにかなるものではない。

八方塞がりのような状況下、「緊急事態」を演出し、人々を諦めさせるイデオロギーが蔓延りがちだが、まずは、日本の歴史的経験や国内外各地域における日々の実践に可能性を求めつつ、現実的な選択肢を見定め、拡張する必要がある。現実主義者の言う「現実」など「既成事実主義」「ご都合主義」「権力迎合主義」にすぎない場合が多々ある（矢野 2023）。世界情勢の変化とともに、政府・自治体・企業・協同組織・個人など、様々な主体が意思決定において準拠すべき合理性や可能性の尺度は大きく変わりうる。

米中対立の深刻化、ウクライナ戦争、中東情勢の緊迫化などに伴い、食料・資源・エネルギー・肥料価格、さらには運賃・保険料率が高騰した。経済安全保障や人権デューディリジェンスへの関心が高まり、企業はグローバル・バリューチェーンの再考を迫られるようになった。総じて、近視眼的経済合理性を追い求めるグローバル化の前提は崩壊し、経済はデフレからインフレ基調に変化した。

こうしたなか、以前なら時代遅れだの、荒唐無稽だのと歯牙にもかけられなかったであろう、地域に根差したチャレンジを再評価すべき時が来ている。

日本における農山村の空洞化は現実の問題であるとはいえ、「消滅」が運命づけられているわけではない。グローバル化が進む今だからこそ、食料・エネルギー・水・森林を供給する日本の「戦略地域」として農山村を位置づけ、「低密度居住地域」として捉えなおす必要があるし、限界集落の様々な実践には、その現実的可能性が感知できる（小田切 2014）。

日本の「町村営電気事業史」に目を向ければ、そこには「自治的社会資本整備」の原型を見いだせる。戦前・戦後日本の農山村における内発的な（町村営電気、住民出資の電気利用組合・電灯会社による）地域電化の過程は、状況・条件によっては、中央集権的ガバナンスを超えた「地域主体の地域づくり」が可能であることを物語っている（西野 2020）。

町村営電気は、電力大資本に見放されるなか、域内電化という当初の目的を果たしたのみならず、収益を上げ、地方財政にも貢献した。戦前のお阪や現在のドイツでは、自治体が電力・ガス事業等を運営し、そこで得た収益をもとに、必要ではあるが採算のとりづらいその他の公共サービスを提供し、公益を実現してきた（諸富 2018）。町村営電気事業は、近年、自治体の新たな経営手法として注目されている「シュタットベルケ」（都市公社）の日本における先駆けとも言える。

素朴な新自由主義の見地からは、シュタットベルケなど「非効率」「不採算」事業の温床であり、それら事業の早期民営化というおなじみの処方箋が下されるだけだろう。しかしながら、世界金融危機、大規模自然災害、COVID-19 のパンデミック、地政学上の変化に現れているように、ポスト冷戦は終焉を迎え、新自由主義的グローバル化を後押しした状況は激変した。これに伴い、合理性・可能性の尺度を再考する必要に迫られている。

3. 地域社会の持続に向けて

各主体にとって、合理性・可能性の判断基準は、参照すべき時間軸・空間軸が

変化すれば、変わりうる。時代が要請するのは、「いまだけ・ここだけ・自分だけ」の新自由主義的な発想・行動を変える「共通の関心」を長期的に育む具体的仕組みである。

日本の地域電化史が示唆するところでは、安価で安定的な電力供給とその収益による公共サービスがあればこそ、地域住民は協力金や出資に応じ「おらが電気エネルギー」に長期的視点から関心を持つようになった。「持続可能な地域」の実現には、短期利益至上の「株主資本主義」、中央や富裕層から滴り落ちる利益をただ待ち望む「おこぼれ資本主義」、市民の当事者意識の醸成を阻む「おまかせ民主主義」を克服し、長期的・安定的経済基盤、各ステークホルダーの「関与・受益・責任」のシステムを構築するためのガバナンス改革が鍵となる。昨今、「物言う株主 (activist)」が注目されがちだが、戦争や災害からの復興・再生を含め、「持続可能な地域」の実現には、当事者意識を保持する「物言う市民」「物言う生産者」の連帯がより重要となるだろう。

もちろん「地域の持続」「社会の変革」は、国家権力の争奪と同次元の課題ではない。変革の前提条件として権力奪取を掲げ、大文字の政治に頼りきったり、大きなプロジェクト、大きなイノベーションを待望したりするだけでは、状況は変わらない。一度の爆発的努力で社会を変えるのは無理である。

地域の持続に向けては、日々のくらしのなかに政治と経済を見だし、長期的視点で継続的に耕す努力が求められる。中央政府の仕掛ける虚実入り交じった緊急事態にひるむことなく、小文字の政治、プロジェクト・スモール・エックスにこそ光をあて続けなければならない (ハーシュマン 2008; 矢野 2008)。

少子化と人口減少に歯止めがかからず、日本は「衰退途上国」とも囁かれている。それでも、本プロジェクトの取り組みが日本における「持続可能な地域」の実現に向け、多くの人々と問題意識を共有し、一歩踏み出すきっかけとなれば幸いである。

【主要参考文献】

- 小田切徳美 (2014) 『農山村は消滅しない』岩波新書。
人口戦略会議 (2024) 『令和 6 年・地方自治体「持続可能性」分析レポート—新たな地域別将来推計人口から分かる自治体の実情と課題—』4 月 24 日。
土山希美枝 (2024) 「ふるさと納税という幻想」『世界』5 月号。
西野寿章 (2020) 『日本地域電化史論—住民が電気を灯した歴史に学ぶ』日本経済評論社。
アルバート・ハーシュマン (2008) 矢野修一ほか訳『連帯経済の可能性—ラテンアメリカにおける草の根の経験』法政大学出版局。
増田寛也編著 (2014) 『地方消滅—東京一極集中が招く人口急減』中公新書。
南博・稲葉雅紀 (2020) 『SDGs—危機の時代の羅針盤』岩波新書。
諸富徹 (2018) 『人口減少時代の都市—成熟型のまちづくりへ』中公新書。
矢野修一 (2008) 「持続可能性と連帯経済—プロジェクト・スモール・エックスへのまなざし」高崎経済大学附属産業研究所編『サステイナブル社会とアメニ-4 ティ』日本経済評論社、所収。
矢野修一 (2023) 「「現実主義」に関する一考察—2020 年代の「現実」のなかで」『地域政策研究』第 25 巻第 3 号、高崎経済大学地域政策学会。

第1章 地域社会の持続に向けた方法序説

—ショック・ドクトリンを超えて—

矢野修一

はじめに

世界情勢が大きく変貌し、日本において地域の持続は、これまでも増して重要な課題となっている。にもかかわらず、必ずしも適切な対応がなされていない。人口減少や経済停滞には、地域の自助努力のみでは対処できないが、永田町・霞ヶ関の「大文字の政治」に頼りきり、大規模プロジェクトや国家イベントを待ち望んでいても状況は変わらない。

支配的イデオロギーは、人々の暮らしに根ざす「小文字の政治」と「生業としての経済」を時代遅れで非合理的と断じがちだが、新自由主義的グローバル化が転換点を迎える状況下、ここに合理性と現実的可能性を見いだすことこそ、地域の持続に向けた第一歩となる。

1. 支配的イデオロギーに抗して

(1) ショック・ドクトリンとそのバリエーション—諦めさせる、もしくは丸投げさせる論理

かつてナオミ・クラインは、クーデター・テロ・戦争・自然災害・パンデミックに乗り、市民に考える余裕を与えないまま、平時には不可能な新自由主義的改革を「上から」一気に推進する政治手法に警鐘を鳴らした。「正しい」政策の策定・実行が民主主義的に不透明・不確実になることを忌避する新自由主義は、実のところ「権威主義」との親和性が非常に高い（クライン 2011；矢野 2004；2016）。

ショック・ドクトリン的政治手法は、日本でも蔓延している。東日本大震災以後も大規模災害が続くなか、2014年、2024年と2度にわたり、政財界に近い有識者から「消滅可能性自治体」が名指しされた。2012年12月以降、虚実入り交じった緊急事態を隠れ蓑に、市民どころか国会すら遠ざけ、閣議決定によって、安全保障やエネルギーなどで大きな政策変更が行われ続けている。現在の日本で地域の持続を考えるならば、権威主義的政治手法に警戒する必要がある（矢野 2023）。

クラインに触発され「祝賀資本主義」を概念化したジュールズ・ボイコフの議論にも注目しておきたい（Boykoff 2014）。オリンピックや万国博覧会など、巨大な祝祭が創り出す「例外状態」を利用して、開催期限と国際公約を楯に批判を抑え込み、官民挙げて利益追求に走る祝賀資本主義は、オリンピック・国際博覧会の誘致活動と開催が繰り返されてきた日本でこそ注視すべきである。

ショック・ドクトリンに翻弄され、意思決定を政治家に丸投げし、国家イベン

トのおこぼれを期待するだけでは、地域の持続など叶わない。権力が演出する緊急事態・例外状態への耐性を日常的に高めなければならない。

(2) ぐらしのアナキズムー「耕す」ための論理

ここでは人類学者・松村圭一郎の言う「ぐらしのアナキズム」に注目しておきたい(松村 2021)。アナキズムは「無政府主義」と言われるが、「国家転覆主義」と短絡すべきではない。それは、国家に頼ることなく、相互扶助に基づき、自分たちで「公共」「秩序」を生み出し維持できると信ずる思想であり、実践である。

人類学の知見から明らかなように、完全な自己責任原則、市場メカニズム、国民国家による上からのガバナンスだけで社会が編成されたことなどない。国家や市場が万事制御しているようでも、そこには「スキマ」がある。ショック・ドクトリンのごとき緊急性の論理を抜け出すためには、日頃から国家と市場に「アナキズム的なスキマ」を見いだし、人と人との関係を「耕して」おく必要がある。

ぐらしのアナキズムでは、国家を監視し、透明性と説明責任を果たせない国家に不同意を突きつけるための自治が根本に据えられる。人間を暴力的に貨幣換算する「商業の経済」には、国家があろうがなかろうが営まれる「人間の経済」「他者とともに生きる原理」が対置される。そして、現実的でも合理的でもない国家と市場の即時打倒ではなく、自立と共生の足場としてのスキマづくりが目指される。

スキマを耕すため「学者」に求められるのは「すでに動き出している人たちのあとを追いかけ、その意義を言葉にすること」「希望や自信がもてる理論武装のひな型をつくること」となるだろう。

2. ポシビリズムのすすめ

(1) 「前提条件神話」の克服

アルバート・ハーシュマンの言う「ポシビリズム (possibilism)」とは、既存の専門的・日常的言説では感知されにくいものの確かに生起しつつある萌芽的現実、すなわち社会の「可能性」を見きわめ、開花させるための方法論を指す(矢野 2004 ; 2019)。スキマを見いだすべく、まずは、「前提条件がクリアされなければ、いかなるプロジェクトも成功しない」という考え方、すなわち「前提条件神話」の克服について取り上げよう。

「学者」「専門家」は因習的な思考法や概念に囚われ、前提条件の欠如を理由に、地域の持続に向けた人々の取り組みを非合理、不可能と決めつけることが往々にしてある。ハーシュマンは、「現時点では隠された、散在している、もしくはうまく利用されていない資源や能力を目的に応じて呼び起こし協力させること」こそ発展戦略の本質であるとし、専門家の提示する前提条件リストを事前に満たすことよりも、現場での「実践」を通じた「学習プロセス」や「副次効果」を重視した(ハーシュマン 1961 ; 1973)。

前提条件神話に囚われると、資本・技術・人材など、地域に足りないものを持ち込みさえすれば再生できるという安易な外部依存につながりやすい。必要なの

は、違う「メガネ」で地域を見つめ、萌芽の現実を開花させる一步を踏み出すことである。

ポジビリズムというメガネは、ショック・ドクトリンを支える新自由主義経済学とは拠って立つ人間観や時間概念が大きく異なり、オルタナティブな風景を可視化する。新自由主義的には無駄や非効率として切り捨てられるもののなかにも、現状打開のきっかけがある。

(2) 余剰への向き合い方

地域の有する諸資源のうち、何が無駄で、何がそうでないか、事前に判断するのは難しい。無駄と決めつけると、思いがけない発見、長期的な合理性を失うことがある。ハーシュマンは、「緊張経済観」に対して「スラック経済観」を提示し、社会科学の研究対象として「無駄」に向き合おうとした。

緊張経済観とは、競争が常に各経済主体の能力を限界まで引き出し、無駄と非効率を排除するという考え方である。競争によって非効率な主体を退場させる。消滅すべきものは消滅させる。これこそが新自由主義経済学の根幹をなす。

ハーシュマンによれば、緊張経済観は、経済全体では余剰を生み出すとする一方、個別企業は常に余裕なくフル稼働を強いられるというパラドクスに陥っている。一般に人間社会は、余剰の存在によって特徴づけられ、それが一定の衰退を許容する。「競争による緊張が無駄を省く」のではなく、「社会の余剰が無駄を許す」という前提に立つほうが、組織運営や調整プロセスをより現実的に捉えられる。

スラックは、社会がどれほど機能的に組織されても発生する。しかしながら、スラックという余裕があるからこそ、緊急事態への対応、衰退からの回復、さらにはイノベーションが可能となる。新自由主義的には消滅させるのが合理的な企業・組織・国家であっても、そのまま消滅させるのではなく、回復させるべき局面があるし、回復可能な場合も多い（ハーシュマン 2005；矢野 2004；2019）。

短期的視点で無駄を省こうとするスタンスが長期的には非効率で非合理的な社会をもたらす。消滅可能性が指摘される地域についても、スラック経済観に立てば、再生に向けた選択肢が広がるだろう。時代遅れで無駄に見えていたものは、地域を取り巻く状況が変化するなか、メガネを変えれば宝にすらなりうる。スラック経済観は、スキマの発見には不可欠である。

(3) 離脱・発言・忠誠

以上のような議論を踏まえつつ、政治と経済の相互作用を描こうとしたのが、古典的名著『離脱・発言・忠誠—企業・組織・国家における衰退への反応』である（ハーシュマン 2005）。

企業・組織・国家は様々な要因で良好なパフォーマンスを実現できなくなる。企業の商品や業績、組織のメンバーシップに不満を抱いたとき、消費者や投資家、メンバーなどは2つの方法で「反応」する。

ひとつが主に経済学の注目してきた「離脱（exit）」であり、商品の購入停止、株式売却、離職、脱退、転出といった形で現れる。クレーム、内部告発、訴訟、

デモなど、様々な手段で不満を具体的に表明するのが、主に政治学が研究対象としてきた「発言（voice）」である。

経営者や組織のリーダーは、離脱・発言を通して問題の発生を感知し、改善・回復に向けた行動で「応答」する。こうした「反応－応答」の反復によって、不満の元となった企業経営・組織運営の問題点は改善され、正常な軌道に戻る。

ハーシュマンのモチーフはきわめてシンプルだが、離脱・発言の判断の背景を追い始めると、描き出される構図は複雑になっていく。

不満を抱いた人々がどの程度、どのような反応を起こすかは、「忠誠（loyalty）」、すなわち商品やサービスへの愛着、組織への帰属意識などに影響される。競争が活発で、多くの容易な離脱先があると、（新自由主義経済学の想定とは逆に）ガス抜きとなり、かえって企業や組織の怠慢が助長される場合もある。離脱の可能性が発言の力を増すこともあれば、過剰な離脱によって発言が機能せず、回復するものも回復しないということも起こる。

消滅可能性を指摘される地域がどういう状況にあり、何をどうすべきか、考える場合、一見精緻な新自由主義の競争モデルよりも、前提条件神話を疑い、スラックに目を向け、「離脱・発言・忠誠」という枠組みに依拠するほうが、よほど現実的なヒントを見いだせる。

人口や富が流出する地域は、そのポテンシャルが日の目を見ないまま消滅する運命にあるのか。地域の紐帯を強め、人と金を域内にとどめる仕組みを作れないか。日常的な不満や気づきを語り合って困りごとを解決したり、これまで気づかなかった地域資源の所在・活用方法を見つけたりはできないだろうか。

持続可能な地域、緊急時のレジリエンスを保持する地域社会のイメージを膨らませるため、「方法序説」と銘打った本章でも、やや具体的なナラティブに言及しておこう。

3. 地域の持続を支える具体的ナラティブ

(1) 地消地産—輸入代替戦略の復権

「少子・高齢・格差」国家の日本では、働き方や地球環境、地政学的状況の激変に伴い、短期的・近視眼的合理性に基づく生産・消費・物流は持続困難となっている。今注目されているもののひとつが現代版「輸入代替戦略」である。

輸入代替工業化は、かつて開発経済学において中心的戦略のひとつであった。新興独立国がモノカルチャーを脱し、外貨を節約しながら工業化に着手する場合、一定の輸入規模に達している製品の国産化が実現可能で有効な政策とされていた。主流派経済学は比較優位の原則を振りかざすばかりであったが、確実な内需に向けての輸入代替工業化は、国内資源を活用し、相互依存を深化させ、外部経済を享受する方法としての有効性、およびその学習効果が期待された（アムスデン 2011；矢野 2016）。

現在の日本では、「漏れバケツ理論」に基づく域内経済循環の考え方が浸透し、技術革新の成果を取り入れながら「地消地産」が広まりつつある（枝廣 2018；西部 2023）。輸入代替工業化の理論と歴史的实践は、地消地産の合理性と実現可

能性を裏づけ、後押しする根拠のひとつとなるだろう。

輸出指向工業化論と同じように外需向けの企業誘致を競い合うのではなく、地域が主体となった生業の維持・拡大、地消地産の域内需要主導型発展が有効な施策となりうる。地域をめぐる環境が激変するなか、グローバル・バリューチェーンとは真逆の発展モデルが合理的で実現可能な選択肢となりつつある。

(2) 自治的社会資本整備—エネルギー・コミュニティの可能性

締め括りとして、地域の需要を満たすのみならず、社会的紐帯にもなりえる「自治的社会資本整備」、特に「地域電化」を取り上げよう。

序章でも言及したように、西野寿章は、これまで見過ごされてきた戦前・戦後日本の農山村における内発的な地域電化の成立過程を明らかにした。そして階級史観には収まりきらず、新自由主義モデルでは合理性も可能性も明らかにならない、地域住民による「関与・受益・責任」の普遍的な性格を抽出したうえ、民主的ガバナンスを備えた「電力公営化」を構想している。シュタットベルケ的に運営できれば、公共交通や介護事業等、単体では赤字になりがちな行政サービスも持続可能となる（西野 2020）。

こうしたエネルギー・コミュニティ構想は、けっして荒唐無稽ではない。日本では、再生可能エネルギーといっても、電気事業の公益性について議論は深められることなく、植民地型開発が肥大化した。住民の出資や寄付を伴う発・送電は、真剣に考慮されるべき事業形態である（飯田他 2014；枝廣 2018）。

メガソーラーや洋上風力発電が耳目を集めがちだが、地域の水資源を活用し、生き残ってきた小水力発電には、今後さらに注目すべきであろう。たとえば、農業用水路を活用した小水力発電は、電気の供給量だけで評価されるべきものではなく、既存施設の活用、住民の関与など、ガバナンスや持続可能性、副次効果の点からは、けっして無視できないシステムである（岡村 2021；瀧本 2021）。

地域独占・総括原価方式・大規模発電・遠距離送電の因習と既得権益にしがみつき、原発の再稼働・新增設に前向きな勢力からすれば、地域分散・地域主導の局所的な水力発電など、経済合理性を欠き、不確実性・不安定性が懸念されるのかもしれない。しかしながら、小水力発電には、対処困難な問題を生み続ける原子力発電では望み得ないメリットがある。合理性の基準をどこに置くかで評価は変わる。原発は、安全性はもとより、経済合理性に関しても、けっして優れたシステムではない（大島 2011）。

地域の小水力発電を含め、自治的社会資本整備によるエネルギー・コミュニティは、社会的紐帯を強化し、ショック・ドクトリンに抗する現実的かつ合理的な選択肢のひとつである。

おわりに

最後に、地域の持続を論ずる際、今後も留意すべき点を確認しておこう。

まずは、「コミュニティ」を無条件に礼賛しないことである。戦前日本の農山村とは異なり、今を生きる人々にとって、紐帯が拘束服、居場所が収容所になら

ないよう、居場所の複数性や可変性（「離脱」の機会）、居場所内民主主義（「発言」の機会）が制度的・慣習的に保証されなければならない。

また、初期条件が様々である以上、地域の持続には財政を通じた再分配、それを可能とする市民間の合意が不可欠である。地域の持続には、顔の見える関係だけではなく、政治的共同体における「非人称的で制度を媒介とした連帯」が求められる（齋藤 2013）。

こうした課題に向き合おうとするとき、「様々な契機・動機で特定の地域に継続的に関わる人々」としての「関係人口」なる概念から一定の示唆が得られるだろう。関係人口は、コミュニティの閉鎖性を克服するとともに、市民の連帯による政治的コミュニティを再生するための「端緒」となりうる。

地域の諸課題に多様な「関係者」が関与することによって、地域間・ジェンダー間・世代間で異なる価値観をすり合わせるきっかけになるかもしれない（田中・永岡 2024）。いったん関わっても、続けられないとなったら「逃げる」という選択肢を有する者の地域への関与は、「軽さ」「薄さ」「頼りなさ」が問題になることもあれば、閉鎖的な域内に改善圧力を生み出すことになるかもしれない。さらには、定住していない者の当該地域への関心・関与が市民の連帯、政治的共同体の再生につながり、ふるさと納税などとは別次元の適正・適切な制度的再分配を継続的に支えるまでになれば、関係人口にも、一時の流行を超えた意味を見いだせるだろう。

とはいえ、関係人口への過剰な期待は禁物である。現状では、地域の持続に向けた人々の地道な努力を積極的に評価する概念にもなれば、政府の場当たりのな政策を助長する曖昧な概念ともなる。

居場所、出番、お役立ち感でくすぐり、若者を政策的に呼び込むことが地域への無責任な関与を促したり、若者に「ない夢」を追わせることになったりしてはならない。地域産業の振興抜きに、資本や経営ノウハウを持たない若者に起業を促すのは無謀である。アウタルキーがあり得ない以上、都市と地方の良好かつ持続的な関係を模索すべきなのは当然だが、「新旧住民が歴史的に積み重ねられてきた地域の規範を現代化しつつ、共有するための手法を考えること」が重要となる（西野 2024）。

そのためにも、まずはショック・ドクトリンを乗り越えなければならない。

【主要参考文献】

◎邦文

アリス・アムスデン（2011）原田天津男・尹春志訳『帝国と経済発展—途上国世界の興亡』法政大学出版局。

飯田哲也他編著（2014）『コミュニティパワー—エネルギーで地域を豊かにする』学芸出版社。

伊谷樹一他編（2021）『地域水力を考える—日本とアフリカの農村から』昭和堂。

枝廣淳子（2018）『地元経済を創りなおす—分析・診断・対策』岩波新書。

大島堅一（2011）『原発のコスト—エネルギー転換への視点』岩波新書。

岡村鉄兵（2021）「日本の農村における地域水力の展開—水車を設置してみえてきたこと」伊谷他編（2021）所収。

- ナオミ・クライン（2011）幾島幸子・村上由見子訳『ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く』（上・下）岩波書店。
- 齋藤純一（2013）『コミュニティ再生の両義性—その政治的文脈』伊豫谷登士翁他『コミュニティを再考する』平凡社新書，所収。
- 瀧本裕士（2021）『現代日本における地域水力の意義と可能性』伊谷他編（2021）所収。
- 田中輝美・永岡里菜（2024）『対談 人口減少時代の課題がひらく未来』『世界』5月号。
- 西野寿章（2020）『日本地域電化史論—住民が電気を灯した歴史に学ぶ—』日本経済評論社。
- 西野寿章（2024）『日本における「田園回帰」現象の性格と自治体の責任』『地域政策研究』第26巻第4号，高崎経済大学地域政策学会。
- 西部忠（2023）『地域内経済循環，再生産，地域内乗数—地域通貨による貨幣循環の可視化』『農業と経済』春号。
- アルバート・ハーシュマン（1961）麻田四郎訳『経済発展の戦略』巖松堂。
- アルバート・ハーシュマン（1973）麻田四郎・所哲也訳『開発計画の診断』巖松堂。
- アルバート・ハーシュマン（2005）矢野修一訳『離脱・発言・忠誠—企業・組織・国家における衰退への反応』ミネルヴァ書房。
- 松村圭一郎（2021）『くらしのアナキズム』ミシマ社。
- 矢野修一（2004）『可能性の政治経済学—ハーシュマン研究序説』法政大学出版局。
- 矢野修一（2016）『新自由主義批判とアジア・コンセンサスのエチュード』平川均他編著『新・アジア経済論—中国とアジア・コンセンサスの模索』文眞堂。
- 矢野修一（2019）『ハーシュマンと不確実性／可能性への視座』岡本哲史・小池洋一編『経済学のパラレルワールド—入門・異端派総合アプローチ』新評論。
- 矢野修一（2023）『「現実主義」に関する一考察—2020年代の「現実」のなかで』『地域政策研究』第25巻第3号，高崎経済大学地域政策学会。

◎欧文

- Boykoff, Jules（2014）*Celebration Capitalism and the Olympic Games*, Routledge.

第2章 分権改革下で地方財政は どのように変容したのか

天 羽 正 継

1993年6月、衆参両院で「地方分権の推進に関する決議」が行われ、「国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である」とうたわれた（内閣府ウェブサイト「地方分権アーカイブ」）。

その後長らく、地方分権は国政上の優先課題とされたが、それから30年余りが経過し、現在では地方分権を求める声は減り、メディアや国民の関心も著しく低下しているとも言われる（谷 2023）。その一方で、人口減少や東京一極集中による地域経済の衰退が叫ばれるようになって久しい。こうした中で地方財政はどのように変容したのであろうか。5つのテーマごとにみていくこととする。

（1）地方税

2005年11月に政府・与党で合意が行われた「三位一体の改革」では、所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲が行われた（政府・与党「三位一体の改革について」、総務省『「三位一体の改革」の成果』）。

国税と地方税を合計した税収総額は、02年度の79兆円から22年度の120兆円へとほぼ順調に増加した。税収総額に占める地方税の構成比は、02年度の42%から09年度には47%に達した。一方で地方税の収入金額は、06年度の37兆円から翌年度の40兆円へと大きく増加した。しかし、地方税の構成比は2010年度以降低下傾向をたどり、22年度には37%と、ピーク時の09年度から10%も低下した。一方、国税の構成比は、09年度から22年度にかけて10%上昇し、同年度には63%と、過去20年間で最高の値に達した（総務省『令和6年版地方財政白書 資料編』）。なぜこのように差が開くこととなったのであろうか。

税源移譲に伴い、所得税と住民税の税率についても制度改正が行われた、税源移譲前には、所得税の税率は4本立て、個人住民税の税率は3本立てであったのが、税源移譲後は、所得税は6本立てに、個人住民税は単一税率となった（総務省「税源移譲後の所得税・個人住民税の税率」）。このように所得税の累進度が強化される一方で個人住民税が比例税となった結果、三位一体の改革後に所得税の税収弾性値が上昇し、国税の税収弾性値は地方税のそれよりも高くなった（橋本 2023）。すなわち、2009年度以降に地方税収入に対する国税収入の比率が上昇していったのは、税収弾性値の高い所得税が景気回復の恩恵を強く受けて税収を大

きく伸ばしたのに対して、その低い個人住民税は所得税ほど税収を伸ばすことができなかったからである。

そもそも、所得税から個人住民税への税源移譲が行われたのは、地方歳出と地方税収との乖離の縮小などの観点から、地方税源の充実確保を図るべきとされたためである（地方分権推進委員会『地方分権推進委員会最終報告—分権社会の創造：その道筋』）が、実際には乖離の縮小はわずかにすぎず（総務省『令和6年版地方財政白書 資料編』）、税源移譲は十分ではなかったのである。

（2）地方交付税

三位一体の改革では臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額が2003年度から06年度にかけて5.1兆円削減されたが（井川 2007）、地方交付税の削減はそれ以前から始まっていた。すなわち、地方交付税の総額は00年の21.8兆円をピークに減少傾向をたどり、07年には15.2兆円にまで減少した（青木 2017）。

地方交付税の削減は基準財政需要額、中でも投資的経費を削減することで進められてきた。また、国の地方財政対策において、2001年度から普通交付税の不足分を各地方自治体が臨時財政対策債を発行することで補う制度が始まり、基準財政需要額の一定額が臨時財政対策債振替分となった（大和田・石山・菊池 2021）。

その後、2007年度から人口と面積を測定単位とした5兆円規模の「新型交付税」が導入された。具体的には、地方交付税を個別算定経費と包括算定経費に区分し、後者に新型交付税が導入されたのである。しかし、こうした新型交付税は、各地方自治体の行政ニーズをきめ細かく保証しようという、それまでの地方交付税のあり方とは異なるものであった（大和田・石山・菊池 2021）。

2016年度には「トップランナー方式」による普通交付税の算定が始まった。これは、基準財政需要額の算定に用いられる単位費用において、民間委託や指定管理者制度の導入によって効率化が進んだ地方自治体の経費水準を反映させる制度である（大和田・石山・菊池 2021）。このように、地方分権改革の下において効率重視の地方交付税「改革」が行われてきたのである。

（3）市町村合併

1999年以降、全国的に市町村合併（「平成の合併」）が積極的に推進され（総務省『「平成の合併」について』）、99年3月31日に3,232あった市町村数は、2018年10月1日には1,718となった（総務省ウェブサイト「広域行政・市町村合併」）。

高井・棚橋（2013）は、「平成の合併」には単一の目標がなく「何のための合併なのか曖昧なまま、ただひたすら合併が推進されていった」と述べているが、最大の目標は市町村合併による効率化で国・地方の歳出を削減することであったと考えられる。しかし、五石・木村・道政（2013）によれば、合併前後の期間において、合併していない自治体の方が合併した自治体よりも効率化していた。

また、合併後に行われた議会議員選挙を分析した三宅・藤川・小石川・棚橋

(2013)によれば、市町村合併によって合併前人口シェアの小さい地域から議員が選出されず、地域の声が反映されないことに対する懸念に対応して、議会議員選挙において特例が設けられたが、その効果がほぼ消滅した後は、合併後の議会議員の地域属性はほぼ合併前人口シェアに比例するようになった。すなわち、周辺部が地域代表を送り込む機能は減衰したのである(木村 2013)。

以上のように、行政の効率化の観点から推進されてきた市町村合併は、その当初の目的すら十分に果たすことができなかつたばかりか、地域における民主主義の機能を弱体化させるという結果をもたらすこととなったのである。

(4) 自治体運営の「効率化」

先に「トップランナー方式」が2016年度に始まったことをみたが、自治体運営の効率化はそれ以前から試みられてきた。例えば、2005年に総務省から各地方自治体に出された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、指定管理者制度の活用を含む民間委託等の推進や、定員管理の適正化等の9つの事項について「集中改革プラン」を公表することが求められた(総務省「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」)。

こうした政策方針を背景に地方公務員数は減少を続け、1994年にピークの約328万人であった地方公務員数は2016年まで一貫して減少し、2018年には最少の273万6,860人となった(総務省「令和5年地方公共団体定員管理調査結果の概要(令和5年4月1日現在)」)。

このように地方自治体の正規職員が減少する一方で増加したのが非正規職員であり、そうした中で問題視されてきたのが「官製ワーキングプア」と呼ばれる、非正規職員の不安定かつ低賃金な労働の実態である。特に、指定管理者が管理の更新を行う場合、以前の指定管理料から減らした額で更新するケースが多くあり、その結果、最低賃金並みの条件で働かざるを得ない非正規職員もいるとされる(大和田・石山・菊池 2021)。すなわち、地方自治体の運営を効率化しようという試みが、職員数の減少と労働環境の悪化を引き起こす結果となったのである。

(5) ふるさと納税

ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、一定の上限まで所得税と住民税から全額が控除される制度である(総務省ウェブサイト「ふるさと納税の概要」)。制度開始の2008年度の受入額は81.4億円であったが(総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果(令和5年度実施)」)、23年度には1兆円を突破した(『日本経済新聞』2024年8月3日朝刊)。しかし、制度については様々な問題点が指摘されている。

第1に、高所得者に有利な制度である点である。所得税と個人住民税から控除できる上限は住民税所得割納税額の2割なので、高所得者ほど控除を受けられる上限も高くなる。その一方で、所得税や個人住民税を納めていない低所得者はそうした控除の恩恵を受けることはできない(池上 2023, 林 2024)。

第2に、受益と負担の関係を歪める点である。本来、住民税は応益性の原則に則り、居住する地方自治体が行うサービスからの受益に応じて負担するべきである（池上 2023）。しかし、ふるさと納税で寄附を行うと、居住地の自治体から非居住地の自治体に財源を流出させることになり、応益性の原則から逸脱する。

第3に、地方財政全体の財源の充実にはつながらないという点である。ふるさと納税制度では、寄附者が居住する地方自治体の税收の一部が寄附先の自治体に移動するだけであり、いくら各自治体が寄附金の獲得に努力しても、地方全体の税收が増えることはない。さらに、返礼品の提供によって、自治体の本来の行政サービスに充てられるはずであった財源は減少することになる（林 2024）。

第4に、地方自治体間の格差を拡げる点である。なぜなら、ふるさと納税制度では返礼品となる地場産品に恵まれた自治体が有利となるからである（金井 2023）。

もちろん、返礼品の充実が地場産業の振興につながることはあるだろう。しかし、それは上記のような副作用を伴う政策手段を用いて行うべきことではないはずである。このように様々なゆがみを生じさせている現行のふるさと納税制度は廃止すべきである。

以上みてきたように、十分な財源が保証されないまま、市場主義的な改革と競争に地方自治体が巻き込まれたというのが、地方分権改革の下における地方財政の姿であった。こうした政策が続けられる限り、日本の地域は今後も「持続不可能」なままであろう。市場主義的な政策からの一刻も早い転換が必要である。

【参考文献】

- 青木宗明（2017）「地方税財政を損壊させた国の2つの大罪—『地方交付税の削減と伝統理論からの逸脱』、『地方税の身勝手な悪用と国家責任の放棄』 地方自治総合研究所『研究所資料』第122巻第1号。
- 井川 博（2007）『『最近における地方税財政改革（三位一体の改革）』について（アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料 No.2）』財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学比較地方自治研究センター。
- 池上岳彦（2023）「地方税—最も重要な自主財源」沼尾波子・池上岳彦・木村佳弘・高端正幸『地方財政を学ぶ〔新版〕』有斐閣。
- 大和田一紘・石山雄貴・菊池 稔（2021）『五訂版 習うより慣れるの市町村財政分析—基礎からステップアップまで』自治体研究社。
- 金井利之（2023）「財政調整制度と『ふるさと納税』制度」『都市とガバナンス』第40号。
- 木村佳弘（2013）「『平成の市町村合併』とは何であったか」公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所『平成の市町村合併—その影響に関する総合的研究—（都市調査報告⑩）』公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所。
- 五石敬路・木村佳弘・道政美央（2013）「合併と財政」公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所『平成の市町村合併—その影響に関する総合的研究—（都市調査報告⑩）』公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所。
- 高井 正・棚橋 匡（2013）「市町村合併政策の形成過程」公益財団法人後藤・安田

記念東京都市研究所『平成の市町村合併—その影響に関する総合的研究—（都市調査報告⑩）』公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所。

谷 隆徳（2023）「特集 地方自治を考える（8）分権 30 年，自治の行方は：関心は低下，改革失速の背景」『日経グローバル』第 461 号。

橋本恭之（2023）「日本の税収構造の変化について」関西大学『経済論集』第 73 巻第 1 号。

林 正義（2024）「地方財政と政府間財政関係」畑農鋭矢・林 正義・吉田 浩『財政学をつかむ〔第 3 版〕』有斐閣。

三宅博史・藤川雅之・小石川裕介・棚橋 匡（2013）「地域政治の変化」公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所『平成の市町村合併—その影響に関する総合的研究—（都市調査報告⑩）』公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所。

政府・与党「三位一体の改革について」https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/18data/18czs3-2.html（最終閲覧 2025 年 1 月 7 日）

総務省『令和 6 年版地方財政白書 資料編』https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/r06data/2024data/r06czs00-00.html（最終閲覧 2025 年 1 月 7 日）

総務省『「平成の合併」について』https://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/100311_1.pdf（最終閲覧 2025 年 1 月 7 日）

総務省『「三位一体の改革」の成果』https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/pdf/060207_f.pdf（最終閲覧 2025 年 1 月 7 日）

総務省「税源移譲後の所得税・個人住民税の税率」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/pdf/zeigennijou060202_1.pdf（最終閲覧 2025 年 1 月 7 日）

総務省「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」https://www.soumu.go.jp/iken/pdf/100512_1.pdf（最終閲覧 2025 年 1 月 7 日）

総務省「令和 5 年地方公共団体定員管理調査結果の概要（令和 5 年 4 月 1 日現在）」https://www.soumu.go.jp/main_content/000937479.pdf（最終閲覧 2025 年 1 月 7 日）

総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和 5 年度実施）」https://www.soumu.go.jp/main_content/000897133.pdf（最終閲覧 2025 年 1 月 7 日）

地方分権推進委員会『地方分権推進委員会最終報告—分権社会の創造：その道筋』<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8313852/www8.cao.go.jp/bunken/bunken-iinkai/saisyu/index.html>（最終閲覧 2025 年 1 月 7 日）

総務省ウェブサイト「広域行政・市町村合併」<https://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>（最終閲覧 2025 年 1 月 7 日）

総務省ウェブサイト「ふるさと納税の概要」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/about.html（最終閲覧 2025 年 1 月 7 日）

内閣府ウェブサイト「地方分権アーカイブ」<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/archive/archive-index.html>（最終閲覧日：2025 年 1 月 7 日）

『日本経済新聞』2024 年 8 月 3 日朝刊「ふるさと納税初の 1 兆円 上位 5 % に集中／大都市は赤字 税制ゆがみ，弊害も拡大」

第3章 地域内経済循環の促進とその課題 ーデジタル-コミュニティ通貨の可能性ー

宮崎 義久

はじめに

本章では、地域経済の本質的かつ持続的な維持・発展に向けて、どのようなかたちで地域内経済循環を促進するためのしくみをデザインするのかを検討する。そもそも地域経済は、地域における人々の暮らしや営みを支える基盤となるものであり、各自治体ではその持続的な維持・発展が求められている。そこで「地域内経済循環」の考え方が重要な鍵となり得る。本研究では、生産・分配・支出の好循環を促進するためのアプローチとして、「コミュニティ通貨（ないし地域通貨）」（以下、地域通貨）に注目する。地域通貨は地域の相互扶助やボランティア活動などを支援するだけでなく、地域内を限定的に流通することで消費を喚起する役割を果たすツールである。近年、地域DXやデジタル化を背景として取組が活発化しており、日本全国で取組が急増している。ここでは、宮城県気仙沼市の事例研究を踏まえて、今後の課題と展望を概観する。

1. 地域内経済循環をめぐる議論と方法

(1) 地域でお金を循環させることの意味

イギリスのシンクタンク New Economic Foundation は現代における地域経済の疲弊を端的に表現し、「漏れバケツ (the leaky bucket)」の理論として整理した (Ward and Lewis 2002 : 17)。この概念は『漏れを防ぐ (Plugging the Leaks)』という報告書の中で登場し、日本国内でも注目を集めた。地域経済がひとつのバケツに例えられ、域外からお金を集めてバケツの中を満たすよりも、できる限り域外（バケツの外）へお金を流出させず域内（バケツ内）で循環させるしくみをつくるか、という視点が重要であると述べている。

もしバケツに穴が空いていると仮定した場合、獲得した外貨がすぐさま域外に流出してしまう様子を分かりやすく描いており、今の地域の実態にも通じるところがある。地域経済を豊かにするためには、投入するお金（投資）の量あるいは速度を向上させるか、もしくは漏れを防ぐことで流出を抑制することが必要になる。特に、漏れを防ぐためには、地域に入ったお金を地域内でできる限り循環させる（繰り返し使用する）ことが重要であり、そのためには (1) 地域からお金を出さないように漏れを防ぐこと、(2) 地域内にお金を行きわたらせるために、お金の流れを分岐させること、の2点がポイントとなる。

(2) 地域内経済循環の分析方法

国内では地域経済の構造や循環を分析するためのさまざまな方法が確立している。例えば、産業連関表による分析や地域内乗数3（Local multiplier 3, LM3）、さらには地域経済分析システム（Regional Economy Society Analyzing System, RESAS）など新たな分析ツールが挙げられる。それぞれの長所・短所があることから、分析のねらい、対象や方法などを見極めた上で、選択していく必要がある。そして、これまでとは異なる新たな方法として、地域通貨による貨幣循環の可視化が挙げられる（西部 2023）。デジタル地域通貨を導入して、その流通量や流通速度を可視化し、利用者や事業者に対するアンケート等を行うことで、地域経済の現況を診断し、地域全体のパフォーマンス向上につなげる「コミュニティ・ドック」と呼ばれる手法も存在する。地域経済の成長のみを目指すのではなく、域内循環のしくみを構築し、それを可視化・モニタリングしながら、問題のあるところを改善していく上で、有効な方法と考えられる。

2. 日本における地域通貨の歴史的変遷

地域通貨は、世界的に見ても長い歴史を持つ。これまでの取組は、古くは19世紀前半の欧州や1930年代の大恐慌期の欧米までさかのぼることができる。日本国内では、1990年代末から2000年代初頭にかけて、地域通貨がブームとなり、全国的な取組となった。ここでは、各期の特徴を概観する。

(1) 第1期（第一次ブーム）

1999～2006年は、地域の相互扶助やボランティア活動、さらには民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、それを後押しするようにNPO法人が制度化したことなども影響し、全国各地で数多くの地域通貨が導入された。活動やサービスの対価、すなわち御礼として地域通貨が渡され、必要に応じて自らもそれを使って、お互いに助け合う「互助」あるいは「互酬」の関係を構築するしくみである。しかしながら、助け合いの精神を逆に煩わしく感じてしまう人々もいれば、サービスの仲介を行うコーディネーターの過度な負担による制度疲労の問題などによって、途中で取組が終了するケースも見られた。

上記の課題を克服するための方策として、コミュニティ内の助け合いと地域の経済をつなぐ新たなしくみが登場し、国内外で広く普及・発展した。そのひとつがLETS（地域交換取引システム, Local Exchange Trading System）であり、もうひとつはDTS（ダブルトライアングルシステム）である。

(2) 第2期（成熟期）

2002～2003年頃をピークとして、その後は新規で登場する地域通貨の数も大幅に減少し、ある程度成熟した時期が2007年から2016年頃まで続いた。ここでは、運営組織の資金や運営面など様々なところで問題を抱えた地域通貨が自然淘汰されて、一部で継続的な発行・運営を続ける地域通貨が残る結果となった。これらはさらなる検証が必要となるが、活動資金の調達方法や事業に関わる人・組織さらには制度の問題によるところが大きいと推察される。また、この時期には、

米本位制のしくみを取り入れた「おむすび通貨」や森林保全活動や地場産品との交換に利用できる「モリ券」が登場した。それぞれ、初期の頃に登場した相互扶助や福祉系のボランティア活動という枠組みとは異なり、生態系や環境保全の維持・再生を目的とした活動の中で地域通貨を利用するケースが見られた。

(3) 第3期（第二次ブーム）

2017年から現在にかけて、地域通貨は新たな局面を迎えている。地域通貨のデジタル化が急速に普及・発展し、民間企業がアプリケーションを利用したデジタル決済システムの開発に乗り出している。国内でいち早くデジタル地域通貨の本格運用を始めたのは、岐阜県飛騨高山地区を中心に流通する「さるぼぼコイン」である。単なる決済だけにとどまらず、独自の機能を付加させることによって地域ごとの特色を出せるしくみとなっている。デジタル地域通貨の取組はまだ萌芽段階であるが、既存の地域内経済循環の枠組みをどのようにアップデートして、持続可能なしくみにできるか、さらなる議論が必要となる。

3. 地域内経済循環の実現に向けた取組—宮城県気仙沼市を事例として

ここでケーススタディとして取り上げる宮城県気仙沼市は、スイスのツェルマツトを参考に地域経営のしくみ（観光DMO）を構築し、そこでポイントシステムを活用した域内外の関係づくりを生み出した。間伐によって発生した森林資源を再生可能エネルギーとして変換しつつ、独自の地域通貨を発行して域内経済循環づくりにも貢献するしくみが並存している。

(1) 気仙沼クルーカードの取組

気仙沼クルーカードは、株式会社サイモンズが提供する地域ポイントカード事業であり、2017年4月からサービスが開始された。DMOとしての気仙沼観光推進機構が発行主体となり、地域プロデュースやマーケティング戦略のツールとして活用されている。誰もが自由に会員になることができ、利用者は加盟店の利用時にカードもしくはアプリを提示すると100円の購入につき、1ポイントが付与される。貯まったポイントは気仙沼市内の加盟店で利用することができる。そして、サイモンズが提供するシステムの特徴でもあるが、最長2年のポイント有効期限が過ぎると、失効ポイントはDMOに戻り、その一部は運営資金となる。

ここで特筆すべき点は、組織体制づくりとCRM（顧客関係管理、Customer Relationship Management）戦略にある。気仙沼市ではDMOのしくみを導入し、官民が連携してそれぞれ役割分担しながら、地域の実態に合わせた地域経営マネジメントを構築している。加えて、ポイントカードを含めた様々な地域データを活用し、観光客の動向を把握しながら、効果的な戦略を考えている。しかしながら、来訪する観光客に占めるクルーカードの保有者数が4.7%程度にとどまることから、マクロ的な購買データとしての利用には難がある。今後、CRMの戦略ツールのひとつとして、観光客や地元の事業者に浸透させることが必要になる。

(2) 森の通貨「RENERIA（リネリア）」の取組

気仙沼市では、震災を機に再生可能エネルギーの導入にも力を入れている。市内のおよそ70%が森林資源で占められており、それらを活用した林業の再生と木質バイオマスによる発電事業によって、地域内経済循環のしくみを構築しようと試みている。その際、地域通貨が自然資源や地域エネルギーと域内経済をつなぐ重要な鍵となる。RENERIA（リネリア）は気仙沼地域エネルギー開発（株）が発行・運営を担っており、「地域の山林で搬出される木材の対価として発行される地域通貨」である。林業関係者は入手した地域通貨を地元の加盟店舗で利用し、最終的には換金される。このしくみを通じて、再生可能エネルギーと地域内経済循環の取組を組み合わせ、持続可能な地域経済を目指した取組となっている。

発行主体のエネルギー開発では、エネルギーの地産地消を通して、森・海・まちがつながることを地域の理想的な姿と考えており、そのつなぎ役として地域通貨が一役買っている。この取組において最も重要なことは、森林を保全・整備するための活動と森林資源を活用したエネルギー事業を連動させ、それを持続可能なしくみにすることである。そのことが森づくりひいてはまちづくりや水産業の復興にもつながることになる。このように、発行主体の理念とそれに共感する人々のネットワーク構築も地域通貨事業において大事な取組のひとつとなる。

4. 地域経済の新しいかたち

今回取り上げたクルーカードやRENERIA（リネリア）は、それぞれのねらいは異なるが、最終的には縮小した地域経済の回復、すなわち持続可能な地域の営みを再構築するための取組であり、そこに大きな可能性が秘められている。

ここで着眼すべきポイントは、域内循環のマネジメントとデジタル化である。前者は、漏れバケツの理論にもあるように、地域経済の入口から出口までの間をどのように管理・運営していくのかをきちんと制度設計し、それを組織的かつ継続的に続けていくことである。また、デジタル化に伴うデータ活用の観点は長期的な地域経営のマネジメントにもつながると考える。単純に業務の効率化や管理・運営の簡略化・コスト削減のために導入するのではなく、適切なデータ管理と入手した情報の活用および地域還元を図ることが求められる。

さらに、地域通貨は市場原理だけでは解決が困難な課題に対して、市場経済と非市場経済との間をつなぐ役割を果たすものであり、発行者の理念や価値観の共有といった要素も域内循環を促進する上では大事な要素となり、デジタル化を進める際にもこの観点を押さえておく必要がある。地域経済の新たなかたちを考えるための視点として、地域通貨は事業を進めるためのひとつ手段であり、それを流通させること自体が目的ではない。その意味でも、目先の地域通貨の発行・流通だけでなく、それに関わる事業内容とヴィジョンを精査し、域内循環の形成と促進に寄与し得るかどうかを、データに基づき客観的な視点から判断していかなければならない。導入へのハードルはあるものの、デジタル化はその可能性を見いだす萌芽と考えられ、様々な課題を解決するためのひとつの道筋となることが期待されている。

第4章 温室効果ガス吸収源対策の展開と山村の持続可能性をめぐる一考察

西 野 寿 章

1. はじめに

日本列島約 37 万 km²の内、約 67 %は森林となっている。その森林の内、約 41 %はスギやヒノキ、カラマツなどの人工林となっている。木々によって埋め尽くされた山々を見る人々の内、日本の林業が長く不況産業として低迷してきたことを知っている人はそれほど多くないことと思われる。林業は、植栽、保育、間伐を経て、スギで 50 年、ヒノキで 60 年の伐期齢を迎えると伐採され、伐採後に植栽されて保育、間伐、伐採が繰り返されるが、現状はそうにはなっていない。

1960 年頃、戦後復興の最中、都市人口の増加によって住宅用材需要が高まって国産材の高騰を招き、諸物価に影響するようになった。そのため、政府は 1961 年から木材の輸入自由化を進めた。やがて安価な外材が日本の木材市場を席捲するようになり、1980 年には、スギを代表とした国産材価格が下落し始めた。

1980 年の木材自給率は 37.1 %まで低下していたが、さらに自給率が下落する契機となったのは 1985 年のプラザ合意以降の急激な円高であった。円高は輸入材を有利とし、1990 年代の日本林業は厳しい状況に置かれた。しかし、21 世紀に入って状況が変化し、木材自給率、国産製材品価格が回復し、森林組合の経営が改善され、若年者労働力も増加している。その背景にあるのは、地球温暖化吸収源対策としての間伐政策である。しかしながら、山林所有者の手取りである山元立木価格は低迷しており、山村の持続性形成は困難な情勢となっている。

2. 1985 年以降の日本林業、製材品価格、森林組合経営等の動向

表 4-1 は、1985 年、2000 年、2022 年における日本林業、製材品価格、森林組合経営等の変化をまとめたものである。全てのデータが同一年で揃えることができないデータについては、当該年に近い年のデータを示してある。なお、起点を 1985 年としているのは、同年のプラザ合意によってグローバル化が本格化し、貿易によって快調であった日本経済が変質する起点と捉えるからである。

プラザ合意直後から始まった急速な円高は、日本製造業の経営戦略の大転換を余儀なくしただけでなく、貿易により経済発展を図るのではなく、内需拡大によって図るべきとの米国の進言はバブル経済を生成し、その崩壊は失われた 30 年、長期デフレ経済の形成を余儀なくされた。このことは、21 世紀初頭の「平成の大合併」を推進することにもつながった。

表 4-1 日本林業，製材品，森林組合等の変化

項目・単位	1985 年	2000 年	2022 年
用材需要量 / 千 m^3 / 年	92,901	99,263	67,495
新設住宅着工件数(戸)	1,250,994	1,213,157	860,828
対 US \$ 円為替相場 / 年	238.5	107.8	131.5
木材自給率	37.1	18.9	40.7
用材自給率	35.6	18.2	35.8
国産材(スギ)製材品価格 / m^3 / 年平均	52,800	47,400	(61,900) ¹⁾
外材(米マツ)製材品価格 / m^3 / 年平均	50,100	49,600	(66,000) ¹⁾
全国森林組合主伐素材生産量(m^3) / 年	－	(1,172,794) ²⁾	(3,571,250) ³⁾
全国森林組合同伐素材生産量(m^3) / 年	－	(1,330,386) ²⁾	(2,977,105) ³⁾
全国森林組合黒字組合率	－	(84.1) ⁴⁾	92.6
林業労働者数	126,343	67,558	(43,720) ⁵⁾
若年者林業労働力数	17,655	9,713	(11,190) ⁵⁾
林業労働者若年者率	14.0	14.4	(25.6) ⁵⁾
国産スギ丸太相場 / m^3 / 年平均	25,500	17,200	(13,500) ⁶⁾
山元立木価格 / m^3 / 年	15,156	7,794	(3,061) ⁷⁾

[資料]

森林組合一斉調査，木材需給表，国勢調査等

[注]

- 1) 2020 年欄の国産材製材品価格と外材製材品価格は，新型コロナウイルスの世界的な蔓延によって高騰したことから，コロナ禍前の 2019 年価格を示した。
- 2) 2000 年欄の主伐素材生産量と間伐素材生産量は 2002 年。
- 3) 2022 年欄の主伐素材生産量と間伐素材生産量は 2021 年。
- 4) 2000 年欄の黒字組合率は 2001 年。
- 5) 2022 年欄の林業労働者数，若年者林業労働力数，若年者率は 2020 年。若年者は 15 ～ 39 歳の林業労働者。
- 6) 2022 年欄の国産スギ丸太相場価格は 2019 年。
- 7) 2022 年欄の山元立木価格は，新型コロナウイルスの蔓延によって高騰をみたことから 2019 年価格を示した。

表 4-1 を順にみる。まず，住宅等に用いる用材需要量は 1985 年では 92,901 千 m^3 ，2000 年では 99,263 千 m^3 であった。2022 年は人口減少による住宅着工件数の大幅な現象によって 67,495 千 m^3 まで減少している。

次に木材自給率をみると，用材（製材品や合板，パルプ・チップ等に用いられる木材）に，しいたけ原木及び燃料材等を含めた総数は 1985 年 37.1%であったが，2000 年には 18.9%まで落ち込んだ。この要因は，プラザ合意後の急激な円高が木材輸入を有利としたこと，1995 年 1 月の阪神淡路大震災により 2 × 4 住宅の評価が高まり，国産材を使用する在来工法住宅が減少したことなどが考えられる。しかし，2022 年には 1972 年の 42.7%に近い 40.7%まで驚異的に回復している。住宅用をはじめとした用材の 1985 年の自給率は 35.6%であったが，2000 年には 18.2%まで落ち込んだ。しかし，2022 年には 35.8%と 1985 年とほぼ同じ割合ま

で回復している。

次に製材品価格の推移をみると、国産材（スギ）の1 m³あたりの1985年の製材品価格は52,800円であった。2000年には47,400円まで下落したが、コロナ禍前の2019年では61,900円と1985年よりも高くなっている。これに対して、日本林業を不況に追い込んだ外材製材品価格を代表的な米マツでみると、1985年では50,100円と国産スギ製材品よりも2,700円安くなっていたが、2000年には外材の方が高くなり、2019年においても外材の方が国産材より4,100円高くなっている。外材が国産材より高くなったのは1995年のことであった。

この要因は、阪神淡路大震災後において住宅の耐震性が問題となり、在来工法よりも耐震力がある2×4住宅の性能が評価され、2×4住宅の需要が増加したことが関係している。北米で開発された2×4住宅の部材のほとんどは、北米産木材であり、カナダには日本向けの製材工場が立地している。なお、2020年に発生したパンデミックにより、国産、外国産ともに製材品価格が一時的に高騰したが、2023年に収束すると価格は落ち着きを見せた。

こうした変化は、日本林業にどのような変化を与えたのだろうか。まず、木材の生産量である素材生産量について、全国の森林組合が実施した伐期齢に達した樹木を伐採する主伐量は、2002年の117万m³が2021年には357万m³と約3倍に増加している。次いで全国の森林組合が実施した間伐素材生産量をみると、2002年の133万m³は、2021年には297万m³と2.2倍に増加している。主伐と間伐を合わせて2002年では250万m³であったが、2006年には300万m³、2012年には411万m³と年々増加し、2017年には615万m³、2021年には655万m³と2002年の2.6倍まで増加した。

21世紀に入って素材生産量が増加したのは、戦後に植林された林分が伐期齢に達したこともあるが、温室効果ガス吸収源対策としてその補助金によって主伐、間伐が行われたことによる。個人有の山林では再造林可能な収益が得られないことから、主伐の多くは公有林、公社公団の分収林や財産区など、公的な色彩を持った山林において実施されてきたとみられる。

間伐政策は、1997年12月に京都市で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）において採択され、2005年に発効した「気候変動枠組条約に関する京都議定書」に基づいて、日本は2008年から2012年までの5年間に1990年を基準年として6%の温室効果ガス削減が義務づけられたことに端を発している。

京都議定書において新規植林・再造林、森林経営を行った森林が吸収した分の二酸化炭素を温室効果ガスの削減量に参入することができるとされたことから、政府は温室効果ガスの削減目標6%のうち、森林経営による森林吸収量によって3.8%分を確保することとした。そして2003年から「地球温暖化防止森林吸収源10か年対策」を展開し、国産材の値下がりによって採算がとれないことから放置されてきた広大な人工林の間伐を政策的に展開し、森林整備が進められるようになった。2006年以降において主伐間伐の素材生産量が急増したのは、こうした間伐政策によるところが大きく、林業現場は活況を呈するようになった。

このことは森林組合の事業量を増加させ、2001年では84.1%だった黒字森林

組合の割合は、2022年には92.6%へと上昇して経営改善が進んだ。林業労働者数は、1985年の12万6千人から林業不況に合わせて減少し続け、15年後の2000年には半減した。2020年では4万3千人余りと1985年の約3分の1まで減少しているが、15歳から39歳までの若年者林業労働者数は2000年以降において増加の傾向にあり、林業労働者数に占める若年者率は2000年では14.4%であったが、2020年では25.6%へと増加している点が注目される。これは、都市から過疎地域へ移住する若年者が増加している近年の傾向と合致しているが、林業に従事する若年者が増加している背景には、一連の間伐政策があり、1990年代では積極的な雇用ができなかった森林組合の経営状況が好転したことも関係している。

3. 山村の持続可能性を阻害している要因と定住促進のための政策的視点

このように見てくると日本林業は回復したと捉えられるが、依然として問題が残っている。それは山林所有者の手取りである山元立木価格だけが低迷し続けていることである。1 m³あたりの山元立木価格は1985年では15,156円であったが、2000年には7,794円へほぼ半減し、2019年では3,061円まで下落している。単純に在来工法に用いる12 cm角3 mの柱材1本の値段に換算すると1985年659円、2019年133円に過ぎず、そのため山林所有者の多くは保育を放棄している。

この要因は、林業労働者の賃金上昇や機械化による素材生産に関わるコストが増加していることと、大量に素材が生産されることによって丸太市場は薄利多売状況となっていることにある。山林所有者の多くは、所有規模が零細であるものの、山元立木価格の低迷は山林所有者の離村を促進している。

山で伐採された丸太取引市場の相場は、1985年では1 m³あたり25,500円だったが、2000年17,200円まで下落した。2010年には11,800円まで下落したものの、東日本大震災による復興需要もあって回復し、コロナ禍前の2019年では13,500円まで持ち直している。1985年から2019年までの下落率は、スギ丸太相場が47.1%であるのに対して、山元立木価格は79.8%であることから、山元立木価格だけが回復していないことがわかる。

政府では、2019年度から恒久財源として森林環境税を導入し、2024年度から徴税が始まった。森林環境税は、主に間伐、今後は皆伐と再生林のために充当され、木材利用を促して都市に第2の森を形成するとしているが、山元立木価格が低迷し続ける以上、山林所有者の離村は止まらず、このまま間伐政策が推進されると、森林整備は進んだものの山村には社会が存在しないという奇妙な状況が出現する。温室効果ガスの削減のためには、大都市圏における自動車交通の抑制をはじめ、環境にやさしい公共交通体系の構築が必要であるが、皮肉なことに、林業不況により放置された人工林が温暖化防止のために活用されているのである。

近年、都市の若者が過疎地域へ移住する動きがあるが、筆者の研究によれば移住はできても、土地を取得して定住するにはハードルが高いようである。定住を促進するには、グローバル化によって希薄となった都市山村間の経済的連携の再構築、カーボンニュートラル政策、エネルギー政策に対応した産業の創出によって山村の地域的役割を確立して、経済的基盤を安定させることが不可欠である。

第5章 農業における季節労働力と外国人労働者 ：群馬県嬭恋村を事例として

永 田 瞬

はじめに

本稿では、群馬県吾妻郡嬭恋村（以下、嬭恋村）を事例として、外国人労働者が農業分野に果たす役割について考察する。嬭恋村は大規模なキャベツ産地として、高度経済成長期以降に発展し、産地指定を受けながら、東京都を中心とする消費地への野菜の安定供給地としての地位を固めた。嬭恋村の主業農家率は高いが、ここ数年は、農家数の減少で、1農家あたりの耕作面積が増えている。嬭恋村では、大規模展開を志向する農家が、家族以外の雇用労働力として外国人労働者を活用している。これらの活用実態を目配りすることで、農業分野の外国人労働者の役割が明瞭になる。

1. 外国人労働者の受け入れ

嬭恋村のキャベツ生産は、農家数の減少の一方で、高い農業所得、高い主業農家比率が特徴である。1農家あたりの耕作面積は、2020年で7ヘクタールを超える。農業の大規模化を進めるが、依然として家族経営が中心である。家族以外で収穫労働力が不足する場合、外国人労働者が確保される。

第1に、嬭恋村農協では140人前後の外国人技能実習生（以下、技能実習生）を受け入れている。嬭恋村農協の技能実習生は、2014年の108人から、2023年の140人へと1.3倍に増加した。2020年にピークの220人の技能実習生を受け入れていたが、コロナ禍の入国制限で、2021年は0人まで急減した。技能実習生の受け入れ農家数は、2014年の80戸から2023年の87戸へ1.1倍微増した。1農家あたりの技能実習生数は、2023年で1.6人である。おおよそ家族＋2人弱の技能実習生を受け入れている。

技能実習生の国籍を見ると、2014年では中国56人、インドネシア52人であったが、2019年の中国69人、インドネシア42人をピークに両国からの受け入れを停止している。代わって増えているのがミャンマーとカンボジアである。ミャンマー出身の技能実習生は、2017年の41人から2023年の117人へ2.9倍に増加した。2023年はラオス出身者16人を合わせて、140人の技能実習生を受け入れている。また2024年度からはスリランカ出身の技能実習生を受け入れる予定である。

第2に、嬭恋キャベツ振興事業協同組合は、技能実習生から特定技能労働者への切り替えを進めている。同協同組合は、嬭恋村農家の有志が2007年ごろに

作った協同組合である。組合員全員が大規模農家で、共同出荷や共同購入も実施している（マイナビ農業，2023年3月31日付）。孺恋村役場提供資料によれば，2020年は120人の特定活動労働者を受け入れていたが，2023年は79人の特定技能労働者，9人の技能実習生，合計88人の外国人労働者を受け入れている。

特定活動は法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動（在留資格）である。コロナ過での入国制限で，技能実習生が入国できなかったことから，様々なバックグラウンドを持つ外国人労働者（観光業の外国人労働者，留学生，難民認定した外国人労働者など）が在留資格を特定活動に切り替えたと考えられる。国籍別に見ると，2023年はカンボジア67人，ミャンマー10人，ネパール6人，インドネシア5人である。カンボジア出身の特定技能労働者が全体の76.1%を占めている。

2. 通年雇用の模索

このように，孺恋村農協では技能実習生を引き続き受け入れる方針であるのに対し，孺恋キャベツ振興事業協同組合では技能実習生から特定技能労働者への切り替えを進めている。なぜ技能実習生から特定技能労働者への切り替えが進むのだろうか。孺恋村農協では2023年度から受け入れを開始したラオス出身者について，今後1年以上の受け入れを想定している。通常は収穫期間の繁忙期である7か月程度の滞在で帰国することが多いが，出身国別で7か月の受け入れにするか，1年以上の受け入れにするか，見極めをしている。孺恋村農協が技能実習生を1年以上受け入れることを検討しているのは，技能実習生を海外から選抜することが困難であるからである。毎年異なる属性を持つ技能実習生を選抜することは容易ではない。将来的に海外からの人材が枯渇することを考えて，1年以上，孺恋村で働く外国人労働者を想定している。

また，特定技能労働者の増大も，長期にわたる外国人労働者受け入れと関係がある。新聞報道によれば，孺恋キャベツ振興事業協同組合と宮崎県農業法人経営者協会は，農業における外国人労働者を，年間を通して受け入れるため，2023年から連携協定を結んでいる。人材派遣会社のウィルテックが派遣する特定技能労働者が，4月から10月まで孺恋で働き，11月から3月まで宮崎で働くことを想定している（『日本経済新聞』2023年3月24日付九州・沖縄版）。こうして，産地での繁忙期の違いを考慮して，外国人労働者が年間を通して就労できるような取り組みが進んでいる。

3. 農業の収穫労働

技能実習生，特定技能労働者，双方とも，4月上旬から10月下旬まで孺恋村に滞在する。キャベツの作業は，種まき，苗になった後の苗とり，定植などがある。畑づくりのような収穫前の作業があつて，春の時期はそれほど人手を必要とするわけではない。6月中旬になると最も早い段階でのキャベツの収穫が始まる。標高の低いところから，標高の高いところへ移動しながら，栽培面積を拡大している。これが高冷地特有の栽培方法である。キャベツの収穫作業を見ると，キャベツの

収穫やダンボールへの箱詰めと、トラクターでのダンボールの運搬、トラックへの荷積みなどの作業がある。商系農家に分類されるある農家は、5人のカンボジア出身の特定技能労働者を受け入れている。家族は事業主、事業主の妻、娘、事業主の両親の5名である。特定技能労働者はすべて男性で、年齢は20歳から30歳である。過去に埼玉県で左官の仕事を経験した者がいる。

第1に、前段階としてのダンボールの立体化作業である。平積みされているダンボールを立体化するための機械がある。トラクター部分に備え付けられたコンベア風の機械は、平積みのダンボールを立体化する。ここでは特定技能労働者1～2名が作業に従事している。第2に、キャベツの収穫である。キャベツの根っこを、包丁を使って裁断する。裁断されたキャベツは周辺に暫定的に置かれる。ここでは、ダンボールの立体化作業を終えた特定技能労働者1名を含めて2名が作業に従事している。第3に、キャベツの箱詰め作業である。ダンボールはキャベツのサイズで何個入りか規格が決められている。Lサイズは8個、2Lサイズは6個である。キャベツの箱詰めは判断を要するので、特定技能労働者は作業に従事していない。第4に、ダンボールの平積み作業である。ダンボールは蓋が空いている状態なので、蓋を閉じる。そして、複数のダンボールをトラクター前方部分に積んでいく。この作業に特定技能労働者2名が従事している。トラクターには最大90箱のダンボールを詰めることができる。こうして段ボールの立体化、キャベツの収穫、キャベツの箱詰め、トラクターへの平積みなどの作業を経て、集荷場に段ボールが運ばれる（図）。日本人家族と外国人労働者の作業分担という点からいえば、農家を経営する日本人家族は、経験を要するキャベツの段ボールへの箱詰めを行うのに対し、特定技能労働者は比較的習熟が容易なそれ以外の作業に従事するという関係がみられる。

図 キャベツの収穫作業



出所：筆者作成。

4. 外国人労働者の役割

婦恋村農協での聞き取り調査によれば、婦恋村での農家の事業継承は、家族・親族が中心である。婦恋村の基幹的農業従事者が比較的若いのは、親族内の事業継承がうまくいっているからである。農業を始める場合、畑作の土地確保、トラクターなど機械の設備投資など初期費用が必要である。土地を取得する場合は、農業委員会などの承認を得るため時間も要する。ただし、親族経営の場合、土地

や機械の初期投資がほとんどかからない。

一部の農家は、減少した農家の土地を集約し、大規模のキャベツ経営を行っている。農地の大規模化は、家族経営だけでは不足するので、外国人労働者が追加労働力として雇用されている。婦恋村農協での聞き取り調査によれば、収穫期におおむね1人あたり1日で200ケースの収穫作業に従事する。例えば、家族が5人いる場合は、 $200 \text{ ケース} \times 5 \text{ 人} = 1000 \text{ ケース}$ が1日あたりの上限作業量の目安である。調査対象の農家では、午前中はトラクターを16回集荷場に運ぶ。トラクターに搭載可能な段ボールは90箱であるので、午前中は $90 \text{ 箱} \times 16 \text{ 回}$ で合計1440箱を集荷場に運んでいる。午後は、トラクターを6回集荷場に運ぶので、 $90 \text{ 箱} \times 6 \text{ 回} = 540 \text{ 箱}$ のダンボールを運搬する。こうして、1日あたりダンボール2000箱の収穫作業を行っている計算になる。

1人1日あたりの作業量が200ケース上限だとすれば、家族5人では1000ケース分しか作業できない。特定技能労働者5名を雇用することができれば、さらに1000ケースを作業することができる。このように、大規模展開を志向する農家にとって、機械化することが難しく、手作業に従事する割合が多い収穫作業は、追加の雇用労働力を必要とする。大規模展開する婦恋村農家にとって、外国人労働者は欠かすことのできない役割を果たしている。

おわりに

家族経営を軸とする婦恋村農業にとって、家族以外に収穫期の労働力を確保することは困難を極める。収穫労働を機械化することは容易ではなく、日本人の季節労働力が集まらないため、外国人労働者を活用する。1農家あたりの耕作面積が増える中で、外国人労働者を確保することは、大規模家族経営にとって死活問題である。2023年時点で婦恋村農協が技能実習生140人、婦恋キャベツ振興協同組合が技能実習生9人、特定技能労働者79人、合計228人の外国人労働者を受け入れている。婦恋村の外国人労働者総数に占める技能実習生と特定技能労働者の比率を示せば、技能実習生が66.8%（149人）、特定技能労働者が33.2%（79人）である。

特定技能の外国人労働者が、日常会話レベルの日本語能力を身につけていれば、よりよい労働条件を求めて、他の職場に移動することが考えられる。農業分野における外国人労働者確保と定着をめぐる産地間の競争は、引き続き加熱することが想定される。収穫期間の7か月を超えて外国人労働者を受け入れるという動きは、季節労働力としての外国人労働者受け入れが、新たな段階に入りつつあることを示唆する。今後も農業分野における外国人労働者受け入れの動向を注意深く観察する必要がある。

第6章 持続可能な地域社会と孤独・孤立問題

― 高齢者支援の事例から ―

八木橋 慶 一

1. はじめに

持続可能な地域社会の構築の方策は何かと問われれば、多くの人は中心市街地の活性化や産業誘致のような地域経済の振興策、あるいは若年層の移住による人口増加策を思い浮かべるかもしれない。もちろん、これらは誤りではないが、人口減少や高齢化は国全体の問題であり、いずれ都市部にもおよぶことになる。地域社会の持続性を考える時、たしかに経済の活性化や人口増は重要であるが、既存の地域社会を維持し、崩壊を防ぐといった観点も忘れてはならないと考える。

そこで本章では、地域社会の維持する方策として、一見すると結びつかないように感じられるが、じつは見落としがちな問題への対策を取り上げる。その問題とは、孤独・孤立問題である。地域社会の維持のために移住事業を進めようとしても、人口減少社会の現在の日本では限界がある。むしろ、いま地域で暮らす人たちの生活の質を改善し、そこで暮らし続けたいと思わせる地域社会を構築する方が持続性は高いかもしれない。

孤独・孤立の問題は全世代にわたるものだが、少子高齢化の進む日本の地域社会において、増加が確実視されているのは高齢者、とりわけ単身高齢者である。高齢者は将来の地域社会を担うわけではないが、若年層もいずれ高齢者となる。高齢者の抱える問題から目を背ける地域社会とそれに取り組む地域社会、どちらが将来も暮らし続けたい地域社会であろうか。本章は、この観点から地域社会の持続性と孤独・孤立問題の関連を取り上げる。

2. わが国における孤独・孤立対策の動き

孤独・孤立問題について、国は2023年に孤独・孤立対策推進法を成立、施行させている。また、2024年には「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（孤独・孤立対策重点計画）」を策定している。国として、取り組み姿勢は見せていると言える。孤独・孤立対策推進法では、第1条で「社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態」を孤独・孤立と定義している。

孤独・孤立は、年齢や性別、社会的地位などに関係なく生じる個人的な問題であるが、心身に有害な影響を及ぼし、その結果、社会全体の損失にもつながるものとしたのである。孤独・孤立を防ぐには、人と人とのつながりの再生、つまり

地域社会の再構築を掲げたのである。孤独・孤立の防止と地域社会の維持は、不可分の関係にあるとした。

孤独・孤立は誰にでも生じうるが、その影響が強く出るのは高齢者、とりわけ単身高齢者であろう。健康状態などを考慮すると、同じ孤独・孤立の状態でも孤独死（孤立死）のリスクが若い世代より高いからである。さらに、生前だけでなく死後の問題も存在する。葬送の方式や納骨先といった生前の希望がかなえられない、誰からも弔われない、といった無縁死と言われる問題である。孤独・孤立の問題は、死後自身の存在が社会から完全に忘却されるリスクが高いわけで、若い世代よりも深刻と言える。

高齢者の孤独・孤立の問題に関連して、国は単身高齢者、とくに身寄りのないケースへの関心を高めている。たとえば、2024年には「高齢者等終身サポート事業に関する事業者ガイドライン」を策定している。高齢者等終身サポート事業とは、入院や施設への入所、葬儀や死後の財産処分などを家族・親族に代わって支援する事業のことである。身寄りのない単身高齢者には、上記の支援は重要である。そこで民間事業者向けのガイドライン策定したのである。また、利用者にも事業者判断の目安となる。

葬儀や死後の財産処分といった死後事務などを当事者が生前に行うものは、一般に「終活」と呼ぶ。上記の終身サポート事業者向けのガイドラインが策定されたのは、彼らを利用する必要がある高齢者が増えたということである。つまり、単身高齢者向けの終活支援のニーズが高まっているのである。

3. 行政・社会福祉協議会による終活支援

単身高齢者でも、資力など置かれている状況はさまざまである。経済的に余裕がある場合、上述の民間の終身サポート事業者の利用が可能であるが、経済的に厳しい単身高齢者はどうすればよいのか。

この点について、生活保護制度の利用までいかないが、生活に困窮している単身高齢者について、地方自治体による終活支援が行われるようになっていく。先駆的な事例として、神奈川県横須賀市の「エンディングプラン・サポート事業」が存在する。これは、孤独・孤立の状態にある高齢の生活困窮者が、生前に市を仲介して葬儀会社と契約し、葬儀や納骨についての希望をかなえるしくみで、2015年からスタートした。行政が積極的に生前の意思確認を行う、つまり、終活支援事業ということになる。孤独・孤立の状態にあり、さらに生活困窮でもあるため、自助努力での対応が難しい。そこで横須賀市が当事者と葬儀会社の仲介役を担っているのである。

横須賀市は、市民が誰でも終活にかんする情報を登録できる事業も行っている。2018年から始まった「わたしの終活登録（終活情報登録事業）」である。こちらは、市民は誰でも終活に必要な11項目の情報を市に登録できるものである。孤独や孤立の問題と直接関係はないが、事故や急病など何らかのトラブルがあった際に、同居の有無にかかわらず家族や親族への緊急連絡、葬儀や家財処分などの死後事務への対応ができるようになっていく。孤独や孤立の状態になくとも、市民が単

身高齢者となった場合、連絡先不明によるトラブルの防止にこのような登録制度は役立つ。

筆者は、どれくらいの地方自治体が終活支援事業を行っているか、2023 年に調査を行った。横須賀市をモデルに以下の①から③のように整理した。その結果が表 6-1 である。

- ①終活支援事業（横須賀市のエンディングプラン・サポート事業に類似のもの）
- ②終活情報登録事業（横須賀市のわたしの終活登録に類似のもの）
- ③その他の終活関連事業（自治体版のエンディングノートの作成・配布）

表 6-1 行政による終活支援の実態（2023 年時点）

市区町村(1741)	①終活支援事業および ②終活登録事業	③その他の関連事業	①+②+③の 合計
指定都市（20）	5	4	9
中核市（62）・ 施行時特例市 （23）	4	25	29
市（687）	8	185	193
町（743）・ 村（183）	0	65	65
特別区（23）	1	3	4
合 計	18	282	300

出所：筆者作成

横須賀市のモデルに近い①と②の事業双方、またはどちらかを実施している自治体はわずか 18（社会福祉協議会への事業委託含む）、1 パーセントほどである。③を含めても 300 にとどまる。多くの自治体にとって、終活支援はまだ行政の役割とまでは捉えていないことがわかる。

しかし、国も身寄りのない単身高齢者の終活支援は課題と捉えるようになっており、2024 年から全国 9 市町で「身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業」を実施している。この事業では、包括的な相談を実施する自治体と身元保証や日常生活支援、死後事務支援といった総合的なパッケージ支援を行う自治体に分かれている。今後、何らかの終活支援、とりわけ身寄りのない高齢者向けの支援を実施する自治体の増加が考えられる。

終活支援については、地域の福祉課題で行政以上に普段から取組んでいる社会福祉協議会の役割も重要である。社会福祉協議会は行政とのかかわりが深い公共的団体である。そのため、上記①から③のような終活支援事業が彼らに委託され

ているケースもある（たとえば東京都豊島区）。

実際、孤独・孤立状態の高齢者向け終活支援事業は、行政よりも社会福祉協議会の方が早くから事業化した。たとえば、東京都足立区は2005年から「高齢者あんしん生活支援事業」を実施している。支援可能な親族がいない、住民税が非課税などの一定の制限を設け、身寄りのない高齢者向けの支援事業として行っている。また、福岡市社会福祉協議会は、2003年に始めた高齢者の入居支援事業にオプションとしてあった死後事務事業を発展させ、終活支援事業として「ずーっとあんしん安らか事業」を2011年から開始した。70歳以上で原則として子どもがいない人を対象とする。預託金（50万円から）をもとに葬儀や納骨、家財処分といった死後事務を実施する。日本総合研究所の2023年の調査によると、全国で29の県と市の社会福祉協議会が終活支援事業を実施しているとのことである。

現状では、終活支援事業を実施している自治体や社会福祉協議会はさほど多くない。しかし、身寄りのない単身高齢者の孤独・孤立対策と無関係ではないため、今後拡大の可能性はある。終活支援事業は、単身高齢者、とくに身寄りのない高齢者にとってある意味で最後のセーフティーネットである。しかしこれだけでは不十分である。このセーフティーネットより前に、孤独・孤立の問題に対応することが重要である。

4. 民間による孤独・孤立対策

一つの可能性として考えられるのは、民間非営利組織（NPO）による対策である。ここでは、群馬県前橋市の特定非営利活動法人ソンリッサの事例をあげる。同法人は、孤独・孤立状態にある高齢者の支援をミッションとして設立された団体である。また、高齢者だけでなく地域社会で暮らす人たちのつながりの再生も目的とする。同法人の事業のうち、本章と関係が特に深いもの「認定まごマネージャー育成プログラム（群馬県委託事業）」である。20～30代の若いスタッフが、利用者（独居の高齢者）から見て孫世代にあたることから着想を得て名付けたものである。地域福祉を担う若手人材の育成事業である。

この事業は、高齢者の孤独・孤立状態の解消・防止のために、利用者が若いスタッフとコミュニケーションを取ることで社会との接点を取り戻すだけでなく、コミュニティでの自身の役割を見出し、居場所を得ることを目的とする。法人代表の萩原涼平氏は、「持続可能な地域課題解決のための基盤作りとして若い人材の巻き込みが重要な鍵」と考えており、持続可能な地域社会の構築には、若者の地域社会への参加が不可欠とする。地域とかかわりたいが接点を持たない若者、社会とのつながりを欠いた高齢者、この分断された二者を「まごマネージャー」育成によってつなぐ、という戦略である。

社会的に孤立した高齢者が若者と日常的にコミュニケーションを取ることで孤独・孤立の解消へ向かい、若者は高齢者とかかわることで地域の文化や歴史などを知って愛着を持つようになり、また地域貢献も実感できるようになる。このような循環ができることで、地域社会の持続性につながり、ソンリッサが地域と若

者を結ぶハブの役割を担う, というものである。終活支援のひとつ前段階の孤独・孤立防止の事業と言える。一事例ではあるが, NPO による孤独・孤立状態の単身高齢者支援が, 持続可能な地域社会構築につながる可能性を秘めたものであることを示している。

第7章 持続可能な社会に向けた柔軟な働き方 —女性の在宅就業を中心に—

佐藤英人

はじめに

本格的な人口減少・少子高齢化を迎えた日本では、労働力不足が深刻な社会問題になりつつある。総務省「人口動態統計」によると、日本の総人口は2008年の1億2,808万人をピークに減少へと転じて、2023年時点の総人口は1億2,119万人となった。単純に計算すれば、この15年間で689万人、毎年45.9万人もの人口が日本から消失したことになる。とりわけ、2019年12月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックが出生数の減少に拍車をかけており、2023年の出生数は72.7万人にとどまっている。合計特殊出生率についても、人口を維持するのに必要な置換人口水準の2.04を大きく下回る1.20であり、このままの状況で推移すれば、2070年の総人口は2023年の7割程度の8,700万人になるとみられている。

労働力の確保に関しては外国人材の積極的な活用が試みられるとともに、勤労意欲の旺盛な国内の労働力にも目を向けるべきとして、女性や高齢者、障害者など、多様な人材の労働参加を促す動きがある。女性の労働参加については「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が1972年に施行され、「労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すること」を基本原則に法整備が進められている。2007年には同法の改正により、性別を理由とする差別禁止（同法第5条～第8条）や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱い禁止（同法第9条）などが拡充された。

そこで本章では、持続可能な社会を構築するという観点から、柔軟な働き方として注目される在宅就業が、女性の労働参加に対してどのように寄与しているのかを、コロナ禍前後の比較を通じて検討する。

第1節 研究方法

本章では在宅就業に関する質問紙調査を実施した。調査時点で在宅就業を東京大都市圏でおこなっており、かつ学卒直後に正規雇用として勤務した経験のある既婚女性を対象としている。コロナ禍前後で比較するために、サンプル抽出には、インターネット回答者のパネルを持つ調査会社に調査を委託し、同一条件で抽出されたパネルに対して、同一項目の質問紙調査を2回実施した。1回目の調査（2015年調査と略す）では、2015年2月3日から5日までに有効なサンプル

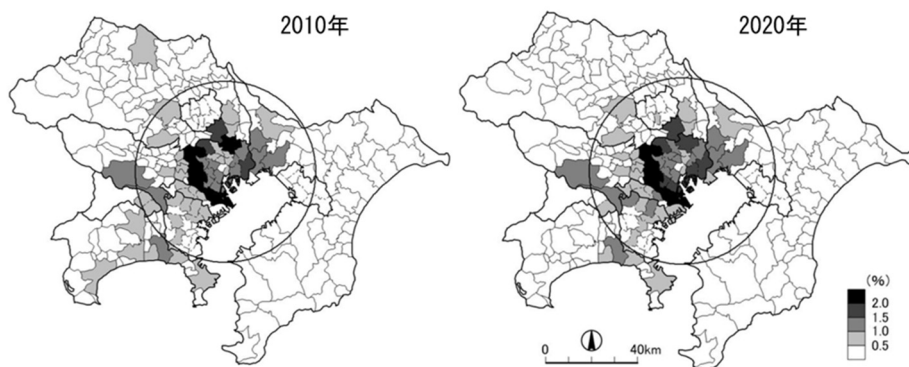
を 208 人収集し、2 回目の調査（2023 年調査と略す）では、2023 年 9 月 6 日から 8 日までに有効なサンプルを 198 人収集した。調査票は在宅就業をおこなう利点、雇用形態、業務内容、職歴および居住経歴などで構成されている。

第 2 節 コロナ禍前後における女性在宅就業者の動向

まず、総務省「国勢調査」を用いて女性在宅就業者の全国的な動向を把握する。常住地による 15 歳以上就業者数のうち「自宅で従業」している人数と、その割合を職業大分類別に集計したところ、2010 年から 2020 年までの 10 年間に、全国の在宅就業者数は性別を問わず大幅に増加している。特にオフィス従事者（管理的職業従事者、専門的・技術的職業従事者、事務従事者の総数）での増加が顕著であり、男性は約 4.2 万人から約 35.2 万人（増加率 738.1 %）に、女性は約 15.7 万人から約 40.5 万人（158.0 %）にそれぞれ増えている。これらの数値からすると、コロナ禍前までは、主に女性が在宅就業を担っていたが、コロナ禍による 3 度に及ぶ緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出が制限されたことなどで、性別を問わずに在宅就業への転換が図られたものと推測される。

つぎに、女性在宅就業者の割合を市区町村別に集計して地図化した（図 7-1）。2010 年と 2020 年を比較してみると、前者では都心 40 km 以遠の郊外部に女性在宅就業者の割合が高い市区町村を確認できるが、後者では都心 40 km 以内に分布が収斂しており、郊外部における女性在宅就業者の割合が軒並み低下している。したがって、コロナ禍以前は、既婚女性が在宅就業を選択する理由を都心部までの通勤距離に求めることができたが、コロナ禍では合理的な説明ができない。言うまでもなく、コロナ禍で在宅就業を実施する最大の理由は、3 密を避けるために不要不急の外出を控えたことにある。

図 7-1 女性在宅就業者の割合



注：数値は在宅で従業する者の全体に対する割合を市区町村別に集計した値である。
図中の円は東京都中央区の重心を中点とした半径40km圏を示す。
出所：総務省「国勢調査」より筆者作成。

第3節 質問紙調査の属性

調査時点の年齢からみていくと、両年の母集団はともに30～49歳までの年齢層がボリュームゾーンとなっており、全体の6割以上を占める。なお、2015年調査の平均初婚年齢は26.7歳であり、2023年調査のそれは30.0歳であった。つまり、両年の母集団はともに結婚から調査時点まで概ね15～20年が経過していることになる。この期間に出産・育児を経験した人もいるが、調査時点の家族構成を集計した結果、両年の母集団はともに「夫婦と子から成る世帯」が全体の約5割、「夫婦のみの世帯」が約4割でその差は拮抗している。

最終学歴であるが、4年制大学・大学院を卒業した人は、2015年調査で44.7%（93人）、2023年調査で64.4%（123人）であり、後者の方が学歴水準は高い。ただし、文部科学省「学校基本調査」によれば、1969年（2015年調査の平均出生年）の大学進学率は13.6%であり、1980年（2023年調査の平均出生年）のそれは27.5%であることから、両年の母集団はかなり高い学歴水準にあるといえる。

第4節 コロナ禍における在宅就業の優位性

在宅就業で得られる利点を複数回答で尋ねたところ、「高い収入を得ることができる」と回答した人は、2015年調査で4.8%（10人）、2023年調査で1.5%（3人）ときわめて低い。この回答のみで断定することはできないが、在宅就業をおこなうこと自体が収入増に直結しているわけではないと解釈できる。在宅就業で得られる利点は収入よりも、むしろ「通勤に関する肉体的・精神的負担が少なく」と回答した人の割合が高く、両年ともに80%を超えている。元来、テレワークを含む在宅就業が有する時間と距離にとらわれない柔軟な働き方を反映して、この項目に関しては両年ともに評価が高い。

通勤時間が実質的に皆無となる在宅就業を実施すれば、通勤に要する活動時間を他の活動時間に振り分けることができ、時間にゆとりのある充実した日常生活の実現が可能となる。ところが実際には「家事・家庭生活との両立が図れる」と回答した人の割合は、2015年調査で83.2%（173人）に対して、2023年調査では66.2%（131人）となっており、回答率の低下が目立つ。在宅就業は賃金労働と家事労働との両立が可能な柔軟な働き方とされてきたが、この点については懐疑的な見方をしている。

仕事と家事の関係を端的に示した統計として、総務省「社会生活基本調査」を挙げることができる。末子が就学前の夫婦における消費時間を比較したところ、夫の家事・育児への参画が認められる一方、妻の育児に対する消費時間は拡大を続け、結果的に週全体の消費時間を押し上げていることがわかる。なかでも、共働き世帯ではその傾向が強く表れている。コロナ禍前の2016年とコロナ禍最中の2021年で比較してみると、夫の消費時間は週全体で547時間から551時間（増加率0.7%）と僅かながら拡大しており、その内訳は、仕事が468時間から441時間（-5.8%）、家事が20時間から32時間（60.0%）、育児が44時間から60時間（36.4%）、買い物14時間から17時間（21.4%）であった。

一方、妻の消費時間は週全体で579時間から603時間（4.1%）となっていて、

夫よりも拡大していることがわかる。内訳をみると、仕事が221時間から220時間（-0.5%）、家事が161時間から158時間（-1.9%）、育児が159時間から192時間（20.8%）、買い物31時間から29時間（-6.5%）であり、育児に対する消費時間の拡大が目立つ。

つまり、共働き世帯の妻は、週全体の消費時間が600時間を超えており、コロナ禍によって「二重労働」（賃金労働と家事労働）の負担が増したことに加え、育児に要する消費時間が拡大しているといえる。

コロナ禍によって育児に充てられる消費時間の拡大は、感染症拡大に伴う保育所の休園が影響していると考えられる。こども家庭庁が公表している「コロナ禍における保育所の休園数の推移」をみると、3回に及ぶ緊急事態宣言の発出によって休園数は増減を繰り返している。とりわけ、オミクロン株による感染が確認され、1日の新規感染者数が急増した第6波（2022年1月1日～3月31日）を境に休園数は激増し、2022年2月から6月にかけて、全国で約800箇所の保育園が休園を余儀なくされた。

したがって、テレワークを含む在宅就業は時間と場所にとらわれない柔軟な働き方のひとつではあるが、コロナ禍という特殊な状況下に限るならば、時間と場所の柔軟性による利点よりも、むしろ女性における二重労働の負担や育児に充てる消費時間の増大など、女性が労働参加をする上で障害になりかねない新たな問題をはらんでいると考えられる。

おわりに

コロナ禍が収束に向かう中、在宅就業を終了して職場への出勤を再開させる企業が増え始めている。生産性の向上や労務管理の観点からすれば、遠隔から対面への移行は必定であろう。とりわけ、無から有を生み出すようなクリエイティビティの高い業務では、言語化や数値化されていない曖昧模糊としたアイディア、発想、考え方など、非定型の情報を交換、蓄積、消費することが欠かせない。いわゆるクリエイティブ・クラスが従事するような業務ではテレワークを含む在宅就業よりも、むしろ対面による就業形態の方が効率的になることが多だろう。

コロナ禍という未曾有の事態を経験したことで、多くの人々が在宅就業を実際に経験した。こうした経験知から学ぶことは多く、単に在宅就業を是か否かといった二元論でとらえるのではなく、「適材適所」で利活用していくことが肝要である。人口減少に直面した日本で持続可能な社会を構築していくためには、言うまでもなく、勤労意欲の旺盛な女性の労働参加が不可欠である。今後も冷静な視点で女性と在宅就業の関係を検討し、女性の労働参加に資する在宅就業のあり方を模索していくことが求められる。

第8章 前橋市戦災復興における住宅建設と市民

小林 啓 裕

はじめに

本章は戦災復興期の群馬県前橋市において、市民たちによっていかに住宅建設が進められたか、そしてそれらが戦災復興計画の遂行とどのような関係性にあったのかについて明らかにしようとするものである。

戦災復興に関する研究は、特別都市計画法（1946年法律第19号、1946年9月11日公布）のもとで行われた戦災復興計画に集中している現状にある。戦災復興期において戦災復興計画が重要であることは言うまでもないが、研究が集中することによって見落とされてきた点もある。

罹災者にとっての復興は戦災を受けた直後より始まるものであったが、市町村や都道府県が行う復興事業、戦災復興院が主導する戦災復興計画とは内容もその施行時期にもずれがあった。論を先取りすれば、戦災復興計画の実行は罹災者による建築行為との間に摩擦を引き起こした。戦災によって失った家屋の復興は罹災者にとって喫緊の課題であったのにもかかわらず、戦災復興計画の実行が彼らの建築行為に対して大きな影響を与えていたのである。罹災者レベルの復興と行政による戦災復興計画との間にもズレがあったと言わざるをえない。これらをふまえ、本章では罹災者がどのように復興をしようとしたのか、それがどのように戦災復興計画と摩擦をおこしたのかを明らかにしていく。

研究対象地としたのは、群馬県前橋市である。1947年の臨時国勢調査において、前橋市の人口は9万0,432人であった。前橋市は壊滅的な被害を受けた市であり、そこからいかに住宅を建設していくかが重要な課題であった。

1. 戦災復興計画立案前の住宅復興と前橋市勢

前橋市が戦災を受けたのは1945年8月5日のことである。前橋市では、戦災を受けてから2週間後の8月19日に戦災者住宅建設要項を決め、罹災者の住宅建設に指針を示した。その指針では、前橋市によって7,500戸、住宅営団によって800戸建設されることが示された。数字上では市によって大半が建設されるように見えるが、その内実は違っていた。住宅建設は確かに市によってなされるものの、その費用負担については罹災者が大半を負うことになっていた。費用負担の多寡については、必要とする資材の量・種類、罹災者によって建築ができるかによって差がつけられていた。そのため、資材・労働力が提供できない罹災者は最も高い負担が求められた。戦災復興という事態においても、受益者負担の論理

がとられていたのである。

自力で建設ができた罹災者は少なかったようで、1945年12月時点で建設された戦災者住宅のうち、9割弱が市による建設であった。この限界については、既存研究でも指摘されていたが、前橋市でも、完全な自力建設は遅々として進んでいなかった。戦災にあった住民であっても、軽減されるとはいえ住宅建設費用の負担は免れないものであった。敗戦直後は資金的にも労働力的にも困難ななかにあり、自力建設が進まないのもなげよう。

このように、多くの罹災者が高い費用負担をすることで建設された住宅であったが、それで安泰とはいかなかった。建設された建物はすべて仮建築とされたのである。これは、同時期に作成されていた戦災復興計画を想定したものであり、将来移転撤去の命令があった場合は従うこととされた。資材難のなかで、建設自体が困難であるにもかかわらず、建設したとしても移転・撤去の可能性が残された。補償があったとしても、こうした混乱のなかで罹災者は住宅建設を行なわなければならなかったのであった。

2. 前橋戦災復興土地区画整理の実行と罹災者

罹災者たちによる住宅建設が進められているいっぽう、戦災復興院が主導する戦災復興計画についても検討が並行して進められていた。1946年10月、特別都市計画法のもとで戦災復興計画を行う115都市が内閣より告示され、前橋市も指定された。1946年11月26日に群馬県告示として出された「前橋戦災復興都市計画区域」は、103万5,000坪であり、罹災地区のみならずその周辺部も含まれていた。その中心は土地区画整理である。3月10日に内閣指令第278号として出された「前橋戦災復興土地区画整理」は、すでに敗戦から1年経ち、市街地にも家屋が造られるようになってきたが、戦災復興土地区画整理はそうした状況を考慮せず、範囲内においては強制的に事業が行われることとなったのである。

表 8-1 前橋市町別人口動態

年	1942年(A)	1947年(B)	1955年(C)	A/C	A/B	B/C
全城罹災した地区	18,466	16,314	17,309	93.7%	88.3%	106.1%
一部罹災した地区	58,947	58,121	67,910	115.2%	98.6%	116.8%
罹災を免れた地区	12,603	16,217	18,991	150.7%	128.7%	117.1%

出典：前橋市史編さん委員会(1985):1008-1021から筆者作成

註：罹災の度合は、前橋市戦災復興誌編集委員会編(1964)120-121にて記された「被害程度」から、100%以下90%以上を「全城罹災した地区」、90%未満11%以上を「一部罹災した地区」、10%未満「無被害」「僅少」を「罹災を免れた地区」とした。

表 8-2 前橋市連雀町 1945 年～ 1954 年間における土地所有の変化

年	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	計
土地の所有権移転件数	3	6	8	15	7	8	1	3	5	7	63
内市内在住個人への移転	1	1	3	10	1	2	1	2	2	5	28
内市外在住個人への移転	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3
内企業への移転	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	5
内官公庁・寺社への移転	0	1	5	0	1	2	0	1	3	0	13
内「売買」と表記される移転	3	5	7	10	6	0	0	0	0	0	31

注：「内「売買」と表記される移転」のみ他の内訳と重複する。

出典：『土地台帳』から筆者作成

それでは、区画整理は罹災者にどのような影響を与えたのであろうか。表 8-1 は前橋市の罹災度合別に人口動態をみたものである。まず 1942 年から 1947 年の変化をみると、やはり全域が罹災した地区の落ち込みが激しいのがわかる。これは、戦災を受けてそもそも住む家を失ったということ、そして 1947 年時点ではそうした罹災者が戻ってきていなかったことを意味する。1947 年から 55 年までの変化をみると、全域罹災した地区は低いものの、一部罹災地区と免れた地区の人口増加率と大差がないことがわかる。前橋市で伸びが著しいのは、前橋駅南にある罹災を免れた箇所、復興住宅が多く作られた郊外であった。1942 年から 1955 年までの人口動態とみると、その傾向が顕著である。罹災を免れた地区が軒並み高い人口増加を遂げたのに対し、罹災を受けた地区においては、免れた地区に比して増加率は低かった。全国的に戦災復興土地区画整理の施工地域においては、平均して 2 割程度の減歩が行われたため、その分建築面積は狭くなっている。戦災を受けた土地で行われた土地区画整理は（必ずしも人口増を促すことを目指したものではないが）、人口増という点ではプラスには働いてはいなかった。

この土地区画整理は、実行の際に公共用地（多くは土地を整形するための街路）のために土地を一部提供する「減歩」が行われていた。所有する土地を減らすため、所有者にとっては何のメリットもないように思われるが、それでも減歩が行われる積極的な理由は、土地が整形されたことによって地価があがるという受益があることがあげられる。土地を担保にする場合を除けば、それは土地を売った際に得られるものである。

それでは、どれだけ罹災地域では土地の売買が行われたのであろうか。対象としたのは、戦火によって灰燼に帰し、町全体が戦災復興計画における戦災復興土地区画整理の対象地域（第一工区、1946 年に宅地整地開始）に入った連雀町である。表 8-1 中では、全域が罹災した地区に入る。人口・戸数ともに敗戦時では 1942 年を下回り、その後ゆるやかに回復している地区である。

表 8-2 が連雀町の土地所有の変化を示したものである。家督相続や明らかに親族間の所有権移転と思われるケースを除き、土地の移動が 1945 年 8 月 15 日から 1949 年 12 月 31 日までにあったのは、208 筆中 39 筆であって戦災復興計画が縮小されるまでにおよそ 2 割弱土地所有権の移動があったことがわかる。戦災復興土地区画整理が収束に向かう 1954 年 12 月 31 日までに範囲を広げると、208 筆中 62 筆とおよそ 3 割強の移動がある。49 年 12 月 31 日までに所有の移動があっ

た 38 筆中、個人以外の取得者をあげれば日本銀行が 4 筆、大蔵省が 2 筆、寺社が 1 筆であった。54 年 12 月 31 日までとすると三菱殖産会社が 1 筆、有限会社サカエヤ靴店（本店前橋市立川町）が 1 筆、大蔵省がさらに 2 筆、日本電信電話が 4 筆、大正海上火災保険株式会社が 2 筆の合計 10 筆であった。

個人以外の土地所有権の移動は、ほぼ県外の会社や官公庁に移動していた。会社・官公庁の取得では複数筆を取得していることから、土地の集積が進んだことがわかる。それ以外は個人間の所有権移動ということになるが、そのうち県外者とわかるものは 49 年 12 月 31 日までで 2 筆（54 年 12 月 31 日までで追加 1 筆、以下同じ）のみで、市内在住者間の移動が 16 筆（28 筆）であった。そのほかは移転前の住所記入がなく、詳細不明である。ただし、判明しているだけでも 49・54 年どちらの時点でも所有権が移動したうちの半数が市内移動であったことは連雀町の特徴といえるであろう。

なぜ土地所有者が土地を手放したかどうかまでは史料の限界から判然としない。土地を売って利益を得ようとしたとも考えることができるが、推測の域を出ない。本章にとって重要なのは、土地を売却した住民は、金銭を得ることができるが、敗戦から 10 年経った時点でも 7 割の住民は同地の土地を手放すことはなかった点である。それらの人々は、金銭的な受益を得ることはない。これらの人々に、「受益」を根拠に負担を求めることは困難であったと言えよう。すでにみたように、住宅は自力建設が求められ、その費用負担が住民に課せられていた。すでに、こうした支出がなされたうえに明確な収入増や補助金が確約されないなかで、戦災復興計画による減歩が課されたのである。

おわりに

本章で採り上げた事例はどのようなことを現代に生きる我々に教えてくれるだろうか。本章で注目した減歩に関しては、1995 年に起こった阪神淡路大震災発生後にも罹災者が不満を吐露していた。復興計画にとって重要な制度であっても、罹災者にとっては現代においても受け入れがたいものであったのである。戦災復興にあたっては、罹災者は家の復興のために費用・労力を負担し、罹災という状況下であっても、受益者負担の原則が貫徹されていた。それは罹災者にとって重い負担であり、特に戦災復興計画による区画整理によって土地の移動を迫られた罹災者にとっては、例え補償金を受け取ったとしても厳しい負担になったことは想像に易い。罹災の要因が「戦争」「災害」どちらであっても、誰が負担するのかという点には問題が残されているのである。それを引き起こしているのは、復興を行う主体ごとに違う復興のプロセスに問題があったと言えよう。

以上のように、罹災した前橋市民にとって、「復興」とは誰が行うか、どこが主導するかで翻弄されていたといってもよい。戦災という未曾有の困難下で、そうした混乱は市民生活を更に難しくしたことは想像に難くない。前橋市民は自分たちの考える復興、前橋市の考える復興、戦災復興院の考える復興という 3 つの復興のズレのなかで必死に復興することを余儀なくされていたのである。

参考文献

前橋市編さん委員会（1985）『前橋市史 第7巻 資料編』

前橋戦災復興誌編集委員会編（1964）『戦災と復興』

第9章 タンザニアの自律的なエネルギー生産と消費 農村部の自家水力発電

黒 崎 龍 悟

はじめに

本章では、東アフリカ・タンザニアの農村で展開する自家水力発電に着目して、エネルギーの生産と消費という観点から、「持続可能な地域」について考えていく。

サハラ以南アフリカ（以下、アフリカ）は発展途上地域のなかでも突出して電化率が低い。地方に限定すればその割合はさらに低くなる。タンザニアも他のアフリカ諸国と同様に、未電化地域が多く残されている。タンザニア政府はナショナルグリッド（全国的な電力網）の拡大とともに、地方での電化を効率的に進めるため、太陽光や小水力による発電を利用したミニグリッド（地域電力網）の普及に力を入れている。しかし課題もあり、電気の恩恵を享受できないままの住民が多くいる。その一方で、南部高地と呼ばれる山岳地帯（ンジョンベ州ルデワ県）の未電化地域では、住民の手づくりによるごく小規模の水力発電によってささやかな電気を利用している村々が存在する。特筆すべきは、発電システムの所有者が電気の利用者ととも持続的な運用を目指して水源の涵養や保全活動を組み込んでいる事例もみられることである。このような地産地消型のエネルギーは、地域の持続可能な発展と結びつく重要な取り組みとして注目できる（黒崎 2016）。

本章では、タンザニアの地方電化政策の現状と課題について述べていく。そして、電化をめぐる動きのなかで人々による草の根の自家水力発電がどのような影響を受け、またどのような役割を果たしているのかを明らかにする。そのうえで自家水力発電にみられる自律的なエネルギー生産と消費が有する意義を考察する。

1. タンザニアの電力事情の概要

タンザニアでは、タンザニア電力供給公社が国内の電力供給を担っている。電気へのアクセスは2022年の時点で総人口に対して46%、都市で70%、地方では36%となっている。地方の未電化地域では、薪を燃やすときの炎を今でも夜の光源とすることが多く、日々の生活において家のなかを十分に照らすための恒常的な電気を利用したいというのが切実な願いとなっている。また、地方でも携帯電話の急速な普及を背景に、携帯電話の充電が電気のニーズの大きな部分を成している。また、医療機関や教育施設においても電気は必要とされている。

2. ルデワ県の農村にみられる自家水力発電

対象地域のルデワ県の季節は明瞭な雨季と乾季に分かれるが、乾季でも枯れな

い川が谷筋に沿っていくつも形成されている。ナショナルグリッドの届く範囲は県の中心部などに限定されている。ローマン・カトリックが主流で、県内の教会は農場、牧場、食品加工場、病院、車の修理工場、鉄工所などを備えるものが多く、1970年代以降は、地方行政機関と連携しながらダムの造成を必要としないマイクロ水力・小水力の規模の発電事業を運営してきた教会もある。教会が発電する電気は、教会施設の維持・発展のために使われていた。そうした施設を身近で見てその原理を理解していた一部の住民は、2000年を過ぎたころになって、ごく小規模な水力発電を実践していった。それは身近に流れる谷川の落差を利用しており、また廃材や中古部品などを最大限に活用するものだった。専門的教育を受けたわけではない、ふつうの農民でありながら、発明の気質を持つ人々がこのような自家発電を担っていたのである（黒崎 2016）。

3. ルデワ県におけるミニグリッド・プロジェクトの展開

以下ではルデワ県における2つのプロジェクトを事例にして、ミニグリッドの課題を検討する。1つ目の事例が、ルママ（LUMAMA）・プロジェクトと呼ばれる小水力発電によるミニグリッドで、ンジョンベ州のカトリック司教管区とイタリアの国際NGOが企画して2006年に始まった。2017年の時点で発電規模は300 kW、8村、1700のコネクションを達成しており、ナショナルグリッドに連系していない独立したミニグリッドを構築した。2つ目の事例が、マドペ（Madope）・プロジェクトである。やはりイタリアの国際NGOが主導となって2014年に20村へ配電することを目指して始められた小水力発電である。このプロジェクトはルママ・プロジェクトよりも規模が大きく、発電能力1.7 MWとなっている。マドペ・プロジェクトはルママ・プロジェクトと異なり、ナショナルグリッドと連系している。

これらのプロジェクトは地方電化の実現に一定程度貢献している一方、問題も抱えている。まず、ルママ・プロジェクトであるが、このプロジェクトでは、その持続的な運用のために、水源や河川兩岸の土地の利用を厳しく制限したことが人々の不満の種となっている。電気と引き換えにこのような制約を受けるのであれば、住民は納得したのであろうが、電気は基本的に村の中心部を通るのみであって、村の周辺部には届いていなかったことが人々の間に不公平感を呼び起こした。また、関連機器などが故障すると国内で修理できないことがあり、その間、地域一帯は停電になる。技術や知識のオーナーシップという点からは、外部機関に依存する割合が高い。

もうひとつのマドペ・プロジェクトについては、ナショナルグリッドと接続しているという点で問題を抱えていた。マドペ・プロジェクトでは2019年ごろに発電が開始され、20村への配電の目標を達成する途上の2020年にタンザニア電力公社と電気の売買契約を交わした。その後、配電予定だった村々に電気が来ない、配電されていた村々で計画停電が頻発するなどの問題が生じ、2021、2022年と住民の訴えが全国ニュースに取り上げられるほどになった。筆者が住民へ聞き取りをしたところ、電気が不足がちな都市部のために、タンザニア電力公社へ

の売電が優先されていたためと彼らは考えていた。ミニグリッドは電気供給の安定のためにナショナルグリッドとの連系を採用すると、このような政治的思惑に巻き込まれ不利益をこうむる可能性がある。アフリカの他の地域においては、延伸してきたナショナルグリッドへミニグリッドが不利な条件で吸収されるという事例も報告されている。また、ルママ・プロジェクトと同様に配電される地域と配電されない地域の差が生じるという問題を抱えている。

4. ミニグリッド・プロジェクトと住民による自家水力発電との関係

(1) ミニグリッドの自家水力発電への影響

U村では、ある住民が2009年から数百ワットの規模で水力発電を実践し、自宅に電気を供給しつつ、電動バリカンを使う床屋や携帯の充電などの商売にも活用していた。この村はマドペ・プロジェクトの範囲ではあるものの、電線の引き込みに費用がかかるため自家発電を継続しているという。前述のように、村に電気が来るといっても全域が電化されるわけではない。電気を得られる世帯とそうでない世帯の不公平感を和らげているのがこの事例である。

次はK村での事例である。商店を経営する住民が2008年から近くの谷川で水力発電をして、近隣の世帯と雑貨屋などに電気を供給していた。ここはマドペ・ミニグリッドの電気が利用できる範囲でありながら、自家水力発電が併存し、電気の供給を継続している。ミニグリッドは前述のように停電が頻発していたため、自家水力発電がそれを補完するように使われている。

(2) ミニグリッドを補完する自家水力発電

マドペ・ミニグリッドが問題を抱える一方、注目すべき動きとしてンジョンベ州都を拠点とする金属加工の職人グループによる電力網の構築がある。この職人グループのリーダーであるR氏はマドペ・ミニグリッドの供給範囲のM村の出身で、将来的に出身地に戻って工房を開きそこで若手を育てたいと考えていた。金属加工に必須の溶接ができるようにするため、出自の村周辺への電力供給を目的として2006年からマイクロ水力規模の発電を計画して着工したのだった。R氏もやはり専門的な教育を受けたわけではないが、水力発電に情熱を持った人物で、その活動の当初から水力発電の持続的な運用を念頭において、水源に適した樹種の植林も組織的に進めてきた。試行錯誤の末、2023年に15kWの発電を実現し、その電気を独自の電力網をとおして隣接村に届けるようになった。この村はマドペ・ミニグリッドが引かれているものの、やはり電気を利用できるのは村の中心部だけで村の周辺部に電気は届いていなかった。そこで、R氏らはミニグリッドの電気の届かない村の周辺部の60世帯と1つの中学校へ配電を実現したのであった。政府関係者を含め、電化事業に関心を持つ多くの人々がこの草の根の電力網の取り組みの話聞きつけ、見学に訪れている。

(3) 自家水力発電の意義

住民による自家水力発電が複数の電源オプションのひとつとして活用され続け

ている例や、幹線から外れたところでミニグリッドを補完するように活用される例に着目したい。人々の間で複数の電源を保持する動きは、政府主導の電気供給が安定しない点や電気価格が一方的に決められてしまう点、前述のように住民のあずかりしらないところで電気が融通され、結果として地方社会が周縁化されやすいといった点が影響していると考えられる。自家水力発電はグリッド系電気に依存することのリスク分散という観点からも再評価できるだろう。さらに、グリッドの電気が届かない地域での発電を担うことで、草の根レベルの不公平感を低減させる役割も持つことも明らかになった。身近に活用できる再生可能エネルギーを、やはり身近に活用できる技術で生み出し、利用するという、いわば自律性を保ったエネルギー生産・消費は多様な意義を持つ。

おわりに

今後、グリッド系の電気の質が改善されことで自家水力発電は影響を受ける可能性もあるが、それでもこのようなリスク分散を基本とする取り組みは根強く維持され、人々の生活を支えていくと考えられる。アフリカのように、公的な社会保障が整備されていないがゆえに利益の最大化よりもリスクの最小化を優先する世界のなかで生きている人々は、技術や知識、資源を自分たちの社会や個人につながるのとめておこうとする。そのために電化ということに対しても同様の姿勢で対応していくだろう。このようなアフリカの特質について理解を深めることは、日本のエネルギー問題にも重要な意味を持つ。

戦前の農山村地域では、住民が寄付金や出資金を供出しながら組合や公営の個性豊かな電気事業を担い、公平な配電に努めていた。そのような電気事業のほとんどが農山村の豊かな水資源を利用したマイクロ水力発電だった。それが第二次世界大戦中に国に接収され、そのまま戦後の9電力体制へと引き継がれていった(西野 2022)。農山村の人々は身近な資源を利用したエネルギー生産に関する技術や知識を手放し、消費するだけになってしまったのである。

しかし、原発事故を契機としてエネルギーに関する議論は高まり、かつての農山村の電化事業にも光が当てられ、再評価されている。そして、日本のさまざまな地域において再生可能エネルギーを共通の関心とした多様なエネルギー・コミュニティが形成されつつある。アフリカにみられる、すべてをアウトソースしてしまわない自律的なエネルギー社会から学べることは少なくないだろう。多様な主体が多様なレベルで実践する取り組みから、同時代的にアフリカと日本がお互いの「持続可能な地域」を構想するうえで共有できる議論はあると考えられる。

【主要参考文献】

黒崎龍悟（2016）「水資源の活用と環境の再生—小型水力発電をめぐる」重田・伊谷編（2016）所収。

重田眞義・伊谷樹一編（2016）『シリーズ アフリカの潜在力 第4巻 争わないための生業実践』京都大学学術出版会。

西野寿章（2022）『日本地域電化史論』日本経済評論社。

執筆者紹介（執筆順）

矢野 修一（やの しゅういち） 編者 序章・第1章担当

現在，高崎経済大学経済学部教授。

1960年愛知県生まれ。

専攻は世界経済論。

主な著作は、『可能性の政治経済学』（法政大学出版局，2004年），『経済学のパラレルワールド』（共著，新評論，2019年），『アジア経済論』（共編著，文眞堂，2022年），翻訳：A. O. ハーシュマン『離脱・発言・忠誠』（ミネルヴァ書房，2005年），同『連帯経済の可能性』（共訳，法政大学出版局，2008年），I. ゴールディン『未来救済宣言』（白水社，2022年）ほか。

天羽 正継（あもう まさつぐ） 第2章担当

現在，高崎経済大学経済学部准教授。

1978年千葉県生まれ。

専攻は財政学，地方財政論，財政金融史。

主な著作は，「日本における地方債制度の構想と創設」（日本地方財政学会編『地方における圏域行政・連携中枢都市圏（日本地方財政学会研究叢書第27号）』五紘舎，2020年），『地方債の経済分析』（共著，有斐閣，2018年），『福祉財政〈福祉＋ α 11〉』（共著，ミネルヴァ書房，2018年）ほか。

宮崎 義久（みやざき よしひさ） 第3章担当

現在，宮城大学事業構想学群准教授。

1981年宮城県生まれ。

専攻は進化経済学，地域経済学，経済思想史。

主な著作は，『地域通貨〈福祉＋ α 3〉』（共編共訳，ミネルヴァ書房，2013年），『地域通貨によるコミュニティ・ドック』（共著，専修大学出版局，2018年），Monetary Plurality in Local, Regional and Global Economies（共著，Routledge，2018年），『北海道社会の課題とその解決』（共著，ナカニシヤ出版，2019年）ほか。

西野 寿章（にし の としあき） 第4章担当

現在，高崎経済大学名誉教授。

1957年京都府生まれ。

専攻は経済地理学。

主な著作は，『日本地域電化史論』（日本経済評論社，2020年，人文地理学会賞（学術図書部門）受賞），『山村における事業展開と共有林の機能』（原書房，2013年，地理空間学会学術賞受賞），『山村地域振興論』（原書房，2008年），『日本農業の存続・発展』（共編著，農林統計出版，2021年）ほか。

永田 瞬（ながた しゅん） 第5章担当

現在，高崎経済大学経済学部教授。

1980年東京都生まれ。

専攻は経営労務論。

主な著作は、『働く人のための人事労務管理』（共編著，八千代出版，2023年），『入門 人的資源管理論』（共著，法律文化社，2024年），『サステナブルな地域と経済の構想—岡山県倉敷市を中心に』（共著，御茶の水書房，2016年）ほか。

八木橋 慶一（やぎはし けいいち） 第6章担当

現在，高崎経済大学地域政策学部教授。

1973年鳥取県生まれ。

専攻は社会起業論，ローカル・ガバナンス論。

主な著作は、『ニューユニバーリズム』（共編著，明石書店，2022年），『福祉社会デザイン論』（共著，敬文堂，2021年），「終活における行政の役割」『都市問題』2023年8月号（後藤・安田記念東京都市研究所）ほか。

佐藤 英人（さとう ひでと） 第7章担当

現在，高崎経済大学地域政策学部教授。

1972年京都府生まれ。

専攻は都市地理学，経済地理学，地理情報システム。

主な著作は、『東京大都市圏郊外の変化とオフィス立地—オフィス移転からみた業務核都市のすがた』（古今書院，2016年），『空き家問題の背景と対策—未利用不動産の有効活用』（共著，日本経済評論社，2019年），『地方都市における中心市街地の課題—人口減少時代におけるまちづくり』（共著，日本経済評論社，2024年）ほか。

小林 啓祐（こばやし けいすけ） 第8章担当

現在，周南公立大学経済学部准教授。

1980年千葉県生まれ。

専攻は経済史，日本経済史，都市計画史。

主な著作は，「都市計画法施行前後の名古屋市における街路整備費用負担方法の特質—受益者負担を中心に」『歴史と経済』第59巻第1号（政治経済学経済史学会，2016年），『地方都市における中心市街地の課題—人口減少時代とまちづくり』（共著，日本経済評論社，2024年）ほか。

黒崎 龍悟（くろさき りゅうご） 第9章担当

現在，高崎経済大学経済学部准教授。

1977年群馬県生まれ。

専攻はアフリカ地域研究，適正技術論。

主な著作は、『地域水力を考える—日本とアフリカの農村から』（共編著，昭和堂，2021年），『アフリカ潜在力 シリーズ第4巻 争わないための生業実践—生態資源と人びとの関わり』（共著，京都大学学術出版会，2016年），『アフリカ地域研究と農村開発』（共著，京都大学学術出版会，2011年）ほか。

高崎経済大学ブックレットの刊行について

高崎経済大学の付置研究機関であります地域科学研究所では、経済学、経営学、地域政策学に係わる基礎的研究を行う一方、高崎市民、群馬県民のみなさまの生涯学習に寄与するために、公開講演会、公開講座、高崎市中央公民館との連携公開講座、地域の歴史や地域問題を学ぶ地元学講座、地域めぐり、そして中心市街地に復活し、本学学生が運営している cafe あすなろを会場とした市民ゼミなどの事業を展開しております。

今般、高崎経済大学では、高崎市民、群馬県民のみなさまに、高崎市の歴史や現状をよりよく知っていただく一助となるよう高崎経済大学ブックレットを刊行することにいたしました。

本号は、高崎経済大学地域科学研究所が2025年3月に刊行した『地方消滅からの脱却—持続可能な地域をめざして』（日本経済評論社）のダイジェスト版です。本書は、少子高齢化や東京一極集中化が進む現代日本において、地域社会の持続可能性を探求するため、学際的な視点から多様な論点を取り上げています。また、国内外の先進事例や理論研究を通じて、地域社会の再生に向けた具体的な政策提言が示されています。本書の内容は、高崎市をはじめとする地方都市が直面する課題解決に向けた指針となるだけでなく、全国各地で応用可能な知見や地域社会の未来像を描く上で重要な示唆を提供しています。詳しくは、同書をご覧ください。幸甚で



発行 2025年3月31日
著者 持続可能地域研究プロジェクトチーム
編者 高崎経済大学地域科学研究所
〒370-0801
群馬県高崎市上並榎町1300
電話(027)344-6267
E-mail: chiikikagaku@tcue.ac.jp
©高崎経済大学地域科学研究所2024
印刷 / (有)隆美堂印刷